

令和3年度
世田谷区自立支援協議会
活動報告書

世田谷区自立支援協議会

目次

1 会長あいさつ	1
2 会議体構成及び活動イメージ	2
3 構成員名簿	4
4 活動内容	
[1] 世田谷区自立支援協議会年間開催状況	10
[2] 各会議体の活動状況	
①令和3年度 世田谷区自立支援協議会運営会議 活動報告	11
②世田谷区自立支援協議会 第1回本会議事録	13
③世田谷区自立支援協議会 第2回本会議事録	27
[3] 各エリア自立支援協議会・専門部会・ワーキンググループ 活動報告	47
① 世田谷エリア自立支援協議会	
② 北沢エリア自立支援協議会	
③ 玉川エリア自立支援協議会	
④ 砧エリア自立支援協議会	
⑤ 烏山エリア自立支援協議会	
⑥ 地域移行部会	
⑦ 虐待防止・差別解消・権利擁護部会	
⑧ 相談支援ワーキンググループ	
⑨ 子ども支援検討ワーキンググループ	
[4] シンポジウム実施報告	69
5 資料	
世田谷区自立支援協議会設置要綱	76

1 会長あいさつ

令和3年度の活動に寄せて

世田谷区自立支援協議会

会長 **鈴木 敏彦**

(和泉短期大学)

世田谷区自立支援協議会は、「障害者（障害児を含む）が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現を目指し、地域における障害者等への支援体制の整備を推進する」（世田谷区自立支援協議会設置要綱第1条）ことを目的として、平成19年10月に設置されました。また、自立支援協議会は、平成28年4月から、障害者差別解消に基づく障害者差別解消支援地域協議会としても位置付けられています。

世田谷区自立支援協議会は、全体会議である「本会」のほか、地域別・課題別の取り組みを促すための5つの「エリア協議会」（世田谷エリア協議会、北沢エリア協議会、玉川エリア協議会、烏山エリア協議会、砧エリア協議会）と2つの「部会」（地域移行部会、虐待防止・差別解消・権利擁護部会）、2つの「ワーキンググループ」（相談支援WG、子どもWG）を有しています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による大きな制約から脱却し、新たな方向性を模索しながら取組を進めた1年でした。自立支援協議会の諸活動についても会議等の開催方法をハイブリットとし、協議会の活動を止めることなく、区内で地域生活を送る障害当事者の方々の状況、障害福祉サービス等の提供態勢等について実情の把握に努め、課題の検討を行ってきました。

また、令和3年度には、新たな「せたがやノーマライゼーションプラン」がスタートいたしました。現在、障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における居住支援等のあり方が問われています。自立支援協議会でも地域の実情を反映させた「地域生活支援拠点」の構築に向けて検討を進めました。

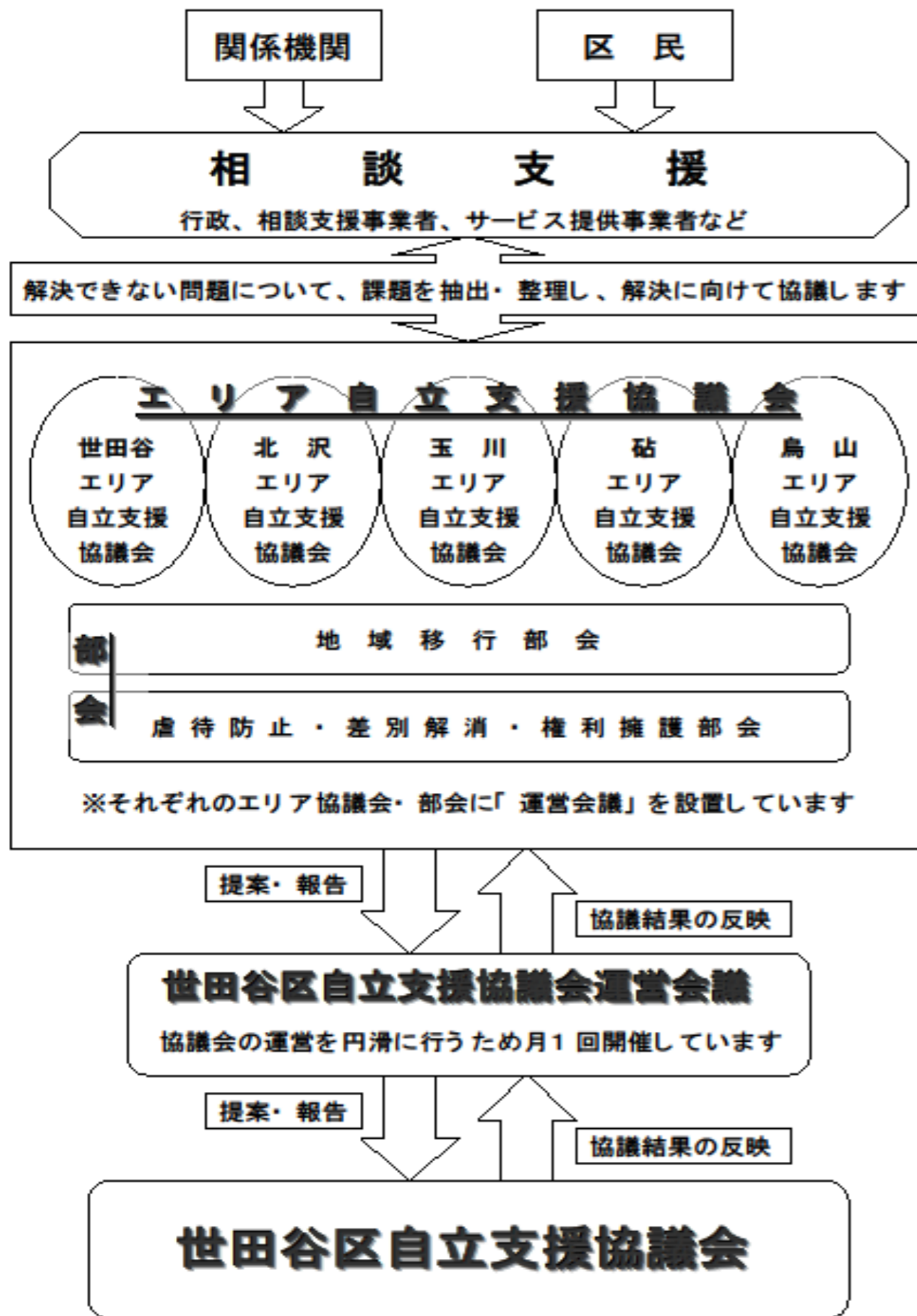
さらに、自立支援協議会の活動について、区民の方々への周知と共生社会をめざす気運の醸成等を目的として毎年開催しているシンポジウムは、オンラインにて開催いたしました。『ユニバーサルな「一人暮らし・物件さがし」を考える ～せたがや・わがやコーディネート計画～』と題し、障害当事者が直面する住まいの問題について議論を深めたほか、各エリア・部会の活動が報告され、多くの区民の方々にご視聴いただきました。

上記のほか、相談支援の充実に向けた取組（相談支援専門員の普及・啓発、人材育成と質の向上等）、令和3年報酬改正に伴う計画相談マニュアルの改訂（相談支援WG）、障害をもつ子どもたちへの支援課題の検討を一層進めるべく子ども部会の設置への準備（子ども支援検討WG）、日中サービス支援型指定共同生活援助の運営への助言等、コロナ禍においても多様な活動がなされました。

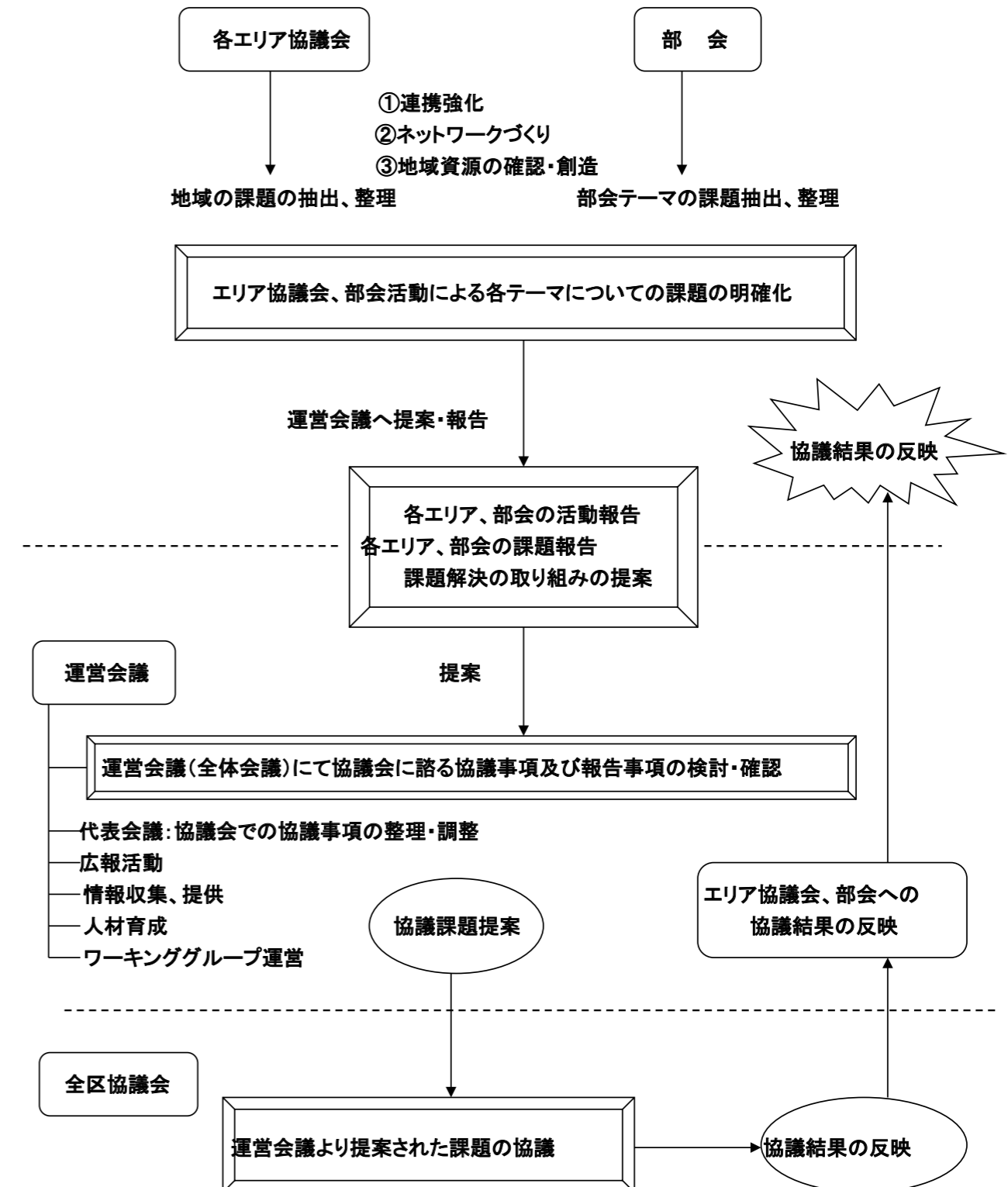
世田谷区自立支援協議会では引き続き、障害当事者の方々とともに多様な機関・組織や人々と連携を図りながら、世田谷ならではの共生社会づくりに貢献してまいります。

2 会議体構成及び活動イメージ

(1) 会議体構成



(2) 世田谷区自立支援協議会活動イメージ図



3 構成員名簿

(1) 世田谷区自立支援協議会 委員構成 令和4年3月31日現在

	選出母体	所属	氏名
1	学識経験者	和泉短期大学 児童福祉学科 教授	◎鈴木 敏彦
2		立教大学 コミュニティ福祉学部 特任准教授	丸山 晃
3	相談支援事業者	指定一般相談支援事業者 地域生活支援センターMOTA	山梨 武夫
4	相談支援事業者	指定特定相談支援事業者 自立生活センターHANDS世田谷 事務局長	鈴木 範夫
5		せたがや檜の木会 相談支援センター あい管理者	中川 邦仁丈
6	相談支援事業者	障害児相談支援事業者 重症心身障害児療育相談センター	等々力 寿純
7	相談支援事業者	地域障害者相談支援センター 地域生活支援センターMOTA	杉山 真生子
8	サービス提供事業者	生活介護 すまいる梅丘 施設長	市村 昭子
9		就労継続B型 烏山福祉作業所 施設長	野々村 武志
10		就労移行 障害者就労支援センター すきっぷ 施設長	西村 周治
11		児童発達支援、放課後等デイサービス デイサービスにじのこ 施設長	藤田 文
12		自立訓練、高次脳機能障害 ケアセンター ふらっと 理事	川邊 循
13		グループホーム グループホーム おはなの家 サービス管理責任者	天野 実千代
14		居宅介護 世田谷ホームヘルプサービス 所長	日比 理恵
15	障害者福祉団体連絡協議会	世田谷さくら会	野村 武夫
16	当事者	世田谷ミニキャブ区民の会	○荻野 陽一
17	家族	世田谷区手をつなぐ親の会 副会長	阪田 純
18	障害者就労関係者	東京商工会議所 事務局長	霜崎 敏一
19		ハローワーク渋谷 専門援助第二部門統括職業指導官	征矢 孝
20	世田谷区保健センター	世田谷区立保健センター 専門相談課長	竹花 潔
21	教育関係者	光明学園 校長	田村 康二郎
22		青鳥特別支援学校 PTA 会長	遠藤 知子
23	保健医療関係者	世田谷区医師会 小児学校保健部 担当理事	齊藤 一郎
24		玉川医師会 理事	高見 光央
25		世田谷区歯科医師会 理事	桔梗 知明
26		玉川歯科医師会 理事 (会立歯科診療所運営委員会担当)	米山 ゆき子
27		世田谷区薬剤師会 副会長	八木 亮
28		玉川砧薬剤師会 理事	橋元 晶子
29		世田谷区訪問看護ステーション連絡会	今井 めぐみ
30		都立松沢病院社会復帰支援室 PSW	大沼 扶美江
31		独立行政法人 国立成育医療研究センター	木暮 紀子

	選出母体	所属	氏名
32	弁護士、社協構成員	弁護士	松本 俊一
33		世田谷区社会福祉協議会 権利擁護課長	若林 一夫
34	民生委員代表者	世田谷区民生委員児童委員協議会 副会長	黒木 勉
35	自立支援協議会エリア・部会代表者	世田谷エリア自立支援協議会 会長	徳永 宣行
36		北沢エリア自立支援協議会 会長	笹森 紀代
37		玉川エリア自立支援協議会 会長	橋本 睦子
38		砧エリア自立支援協議会 会長	野村 一恵
39		烏山エリア自立支援協議会 会長	片岡 学
40		自立支援協議会地域移行部会 部会長	南大路 直子
41		自立支援協議会虐待防止・差別解消・権利擁護部会 部会長	松本 俊一
42	障害者関係所管部長	北沢総合支所 保健福祉センター所長	安間 信雄
43		障害福祉部長	須藤 剛志
44		世田谷保健所長	辻 佳織

◎は会長、○は副会長

(2) 令和3年度 世田谷区自立支援協議会エリア協議会・専門部会運営会議員名簿

① 世田谷エリア自立支援協議会	会長	徳永 宣行	ナイスケア世田谷相談支援センター
		斉藤 由子	上町工房
		鈴木 邦彦	Navio けやき
		佐藤 ちひろ	世田谷区社会福祉協議会 世田谷地域社協事務所
		岡田 貴子	重症心身障害児療育相談センター
		一剣 貴典	世田谷区立駒沢生活実習所
		大野 圭介	ファクトリー藍
		湯浅 順子	世田谷区障害者就労支援センターしごとねっと
		金沢 治哲	チークケア世田谷
		新関 美穂子	ナイスケア目黒相談支援センター
	事務局	山内 聡	ぽーとせたがや
		小山 歩	ぽーとせたがや
		荒木 敬一	ぽーとせたがや
		芥川 祐介	世田谷総合支所 保健福祉課障害支援担当
		本田 慶太	世田谷総合支所 保健福祉課障害支援担当
	御園生 亜耶	世田谷総合支所 保健福祉課障害支援担当	
② 北沢エリア自立支援協議会	会長	笹森 紀代	一般社団東京総合福祉・指定相談支援事業所
	副会長	松浦 茂尚	山下商店街理事
	副会長	都 宏之	デジタルテンパ代表
		岡田 裕也	NPO ワーカーズコープ「たちかわーく」B型(立川市)
		村井 やよい	世田谷区重症心身障害児(者)を守る会・会長
		小松 美穂	特定非営利活動法人自立の家 相談支援センターかりんとう
		石山 恭子	特定非営利活動法人子育て支援グループ a m l g o
		海野 千賀	特定非営利活動法人子育て支援グループ a m l g o
		ロペス 美香	東京リハビリテーションセンター世田谷
		鎌田 亜希	東京リハビリテーションセンター世田谷
		寺出 貴恵	NPO 法人「ウッドペッカーの森」
		古川 克己	(株)日本エルダリーケアサービス「おおきなき明大前」
		伊藤 俊平	社会福祉法人せたがや檜の木会「まもりやま工房」
		松本 智和	北沢地域社会福祉事務所
		森川 敦子	松原あんしんすこやかセンター
		佐藤 彩子	松原あんしんすこやかセンター
		市村 昭子	世田谷区立ほほえみ経堂(NPO ワーカーズコープ)
		山本 慶太	世田谷区基幹相談支援センター
	事務局	田邊 ミカ	北沢総合支所 保健福祉課障害支援担当係長
		谷田部 雅美	北沢総合支所 保健福祉課障害支援担当
	越水 和成	北沢総合支所 保健福祉課障害支援担当	
	秋元 那月	北沢総合支所 保健福祉課障害支援担当	
	杉山 強志	北沢地域障害者相談支援センター(地域生活支援センターMOTA)	

世田谷区自立支援協議会エリア協議会・専門部会運営会議員名簿(つづき)

② 北沢エリア	事務局	小泉 真生子	北沢地域障害者相談支援センター(地域生活支援センターMOTA)
		坂本 美夕貴	北沢地域障害者相談支援センター(地域生活支援センターMOTA)
		吉村 亜紀子	北沢地域障害者相談支援センター(地域生活支援センターMOTA)
		望月 学	北沢地域障害者相談支援センター(地域生活支援センターMOTA)
③ 玉川エリア自立支援協議会	会長	橋本 睦子	玉川福祉作業所(本園・分場)
		須ヶ間 佳代子	はるの相談室
		迫 雅之	エムツー・サポート
		上原 絹代	岡本福祉作業ホーム玉堤分場
		中村 親子	奥沢福祉園
		山内 ゆきみ	九品仏生活実習所
		八田 晋一郎	グループホームはるの邑
		三木 義一	身体障害者自立体験ホームなかまっち
		齋藤 真知子	玉川地域社会福祉協議会事務所
		黒木 勉	世田谷区民生委員児童委員協議会
		相木 実	Do-will
		酒井 康代	発達障害者就労支援センター ゆに
		佐伯 正和	ヒューマン・ケア
		義野 貴之	わんぱくクラブ駒沢
		宮野 昌子	さわやかはーとあーす世田谷
		田坂 知樹	相談支援ツナカン
	上田 まゆら	相談支援事業所青い鳥	
事務局	平福 恵津子	ぽーとたまがわ	
	高瀬 理恵	ぽーとたまがわ	
	海野 裕司	ぽーとたまがわ	
	濱田 隆行	玉川総合支所 保健福祉課障害支援担当課長	
	八木 早知子	玉川総合支所 保健福祉課障害支援担当係長	
	吉村 典子	玉川総合支所 保健福祉課障害支援担当副係長	
④ 砧エリア自立支援協議会	会長	野村 一恵	NPO法人 ソラマ
	副会長	紀伊 良彦	世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷ
		浅見 由希	相談支援事業所 子どもの生活研究所
		川名 三知代	ココカラファイン薬局 砧店
		木暮 紀子	国立成育医療研究センター
		多田 健一郎	相談支援センターおかもと
		田中 正則	世田谷区立砧工房
		寺本 梨沙	相談支援センターあい
		中根 順子	サポートセンターきぬた
		布施 麻紀子	プレイ&リズム希望丘
		宮崎 保乃	砧社会福祉協議会事務所
		山本 健一	砧あんしんすこやかセンター

世田谷区自立支援協議会エリア協議会・専門部会運営会議員名簿（つづき）

④ 砧 エリア 自立 支援 協議会		山本 吉輝	世田谷区立千歳台福祉園
		吉岡 一樹	世田谷更生館
		田中 良果	世田谷区発達障害 相談・療育センター「げんき」
		鈴木 雄介	まつばらけやき相談支援センター
		吉岡 一樹	世田谷更生館
	事務局	嶋津 武則	砧総合支所 保健福祉課長
		山中 巖	砧総合支所 保健福祉障害支援担当係長
		早乙女 雅実	砧総合支所 保健福祉障害支援担当係長
		岡村 佳代子	砧総合支所 保健福祉障害支援担当副係長
		柳場 浩光	ぽーときぬた
	石原 かおる	ぽーときぬた	
	森山 久美	ぽーときぬた	
⑤ 烏山 エリア 自立 支援 協議会	会長	片岡 学	マーベラス
		菊地 洋充	世田谷区立給田福祉園
		遠藤 慧	烏山地域社会福祉協議会事務所
		須藤 直美	基幹相談支援センター
		松浦 聖	team shien m.a
		奥村 ユミ	デイサービスにじのこ
		矢野 香	北烏山なごみ保育園
		杉野 晃平	昭和大学付属烏山病院
		酒井 美知子	メディカルハンブ
		飯島 克巳	ここから
		越川 則行	コイノニアかみきた
		野々村 武志	世田谷区立烏山福祉作業所
		杉山 直人	うるおいの里ちぐさ企画
		北澤 明香	うるおいの里グループホームちぐさ
	事務局	田嶋 真一	烏山総合支所 保健福祉課長
		樋口 昌子	烏山総合支所 保健福祉課地域支援担当
	濱尾 範子	烏山総合支所 保健福祉障害支援担当	
	宮内 宏子	ぽーとからすやま	
	岡部 弘明	ぽーとからすやま	
	守屋 歩美	ぽーとからすやま	
⑥ 地域 移行 部会	部会長	南大路 直子	team shien m.a
		松浦 聖	team shien m.a
		川口 宏一	社会福祉法人めぐはうす
		進藤 義夫	特定非営利活動法人障害者支援情報センター HASIC
		松本 清美	都立中部総合精神保健福祉センター
		鈴木 雄一郎	基幹相談センター
		山本 習子	相談支援事業所梅ヶ丘
		松本 貴子	世田谷トラストまちづくり

世田谷区自立支援協議会エリア協議会・専門部会運営会議員名簿（つづき）

⑥ 移 行 部 会		真鍋 沙織	世田谷トラストまちづくり
	事務局	野本 学	障害福祉部障害保健福祉課障害福祉担当
		小澤 康子	障害福祉部障害保健福祉課障害福祉担当
		田中 裕哉	障害福祉部障害保健福祉課障害福祉担当
		岩間 有希	世田谷保健所 健康推進課こころと体の健康担当
⑦ 虐 待 防 止 ・ 差 別 解 消 ・ 権 利 擁 護 部 会	部会長	松本 俊一	千代田の郷法律事務所 弁護士
		鈴木 敏彦	和泉短期大学児童福祉学科 教授
		西村 周治	区立障害者就労支援センターすきっぷ 施設長
		若林 一夫	世田谷区社会福祉協議会 権利擁護支援課長
		山本 慶太	東京リハビリテーションセンター世田谷 相談支援専門員
		中川 邦仁丈	せたがや榎の木会 相談支援センターあい 管理者
		山形 重人	自立生活センター HANDS 世田谷 ピアカウンセラー
		野々村 武志	烏山福祉作業所 施設長
		天野 実千代	グループホーム おはなの家 サービス管理責任者
		芳村 裕子	烏山ホームヘルプサービス 所長
		阪田 純	世田谷区手をつなぐ親の会 副会長
		竹花 潔	世田谷区保健センター専門相談課 課長
		早川 明伸	人権擁護委員
		千葉 勇志	世田谷警察署 生活安全課防犯係長
		齋藤 幸雄	北沢警察署 生活安全課防犯係長
		高木 智香	玉川警察署 生活安全課防犯係長
		木下 忠介	成城警察署 生活安全防犯係長
	事務局	太田 一郎	障害福祉部 障害施策推進課長
		山田 和哉	障害福祉部 障害者地域生活課長
		宮川 喜章	障害福祉部 障害保健福祉課長
		阿部 貴之	北沢総合支所保健福祉センター 保健福祉課長
		玉野 美香子	烏山総合支所保健福祉センター 健康づくり課長 (世田谷保健所 烏山保健相談課長)
	相馬 正信	烏山総合支所保健福祉センター所長	
	中村 裕	玉川総合支所保健福祉センター 子ども家庭支援課長	
	宮本 千穂	世田谷保健所 健康推進課長	
	箕田 裕子	経済産業部 消費生活課長	

4 活動内容

[1] 令和3年度 世田谷区自立支援協議会年間開催状況

月	世田谷区 自立支援協議会		各エリア協議会・地域移行部会							シンポジウム 実行委員会	相談支援 ワーキング グループ	子ども支援 検討 ワーキング グループ
	本会	運営 会議	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	地域 移行	虐待防止 差別解消 権利擁護			
4月			27日	22日	27日	20日	26日	21日				
5月		11日	25日	27日	25日	20日	24日				26日 19日	
6月		8日	22日	17日	22日	22日	28日	23日	22日	2日	16日	
7月	21日	6日	27日	29日	27日	20日	26日		20日 (部会)	7日	21日	
8月			24日	26日		18日	23日				16日	
9月		7日	28日	29日	28日	21日	27日	15日	21日	9日	15日	
10月		5日	26日	28日	26日	20日	25日	6日			20日	
11月		2日	16日	25日	16日	17日 (本会) 24日	22日		16日	11日	17日	
12月		7日	21日	23日	14日	21日	20日		14日 (部会)		22日	
1月	28日	11日	25日	27日	25日	20日	24日	19日		13日 (延期)	19日	
2月		8日	22日	24日	16日	22日	28日	2日	22日		16日	
3月		1日	11日 22日	24日	22日	22日	22日			24日	16日	

[2] 各会議体の活動状況

① 令和3年度 世田谷区自立支援協議会運営会議 活動報告

【運営会議】

(構成員) 協議会の会長及び副会長、各エリア協議会・部会の会長、
総合支所保健福祉センター保健福祉課及び区担当所管課の職員

(役割) 要綱 所掌事項

- (1) エリア自立支援協議会及び部会での協議に基づき、協議会所掌事項の整理・調整を行う
- (2) 部会の設置と構成員の検討
- (3) ワーキンググループの運営
- (4) シンポジウム、講演会等の企画及び運営
- (5) 相談支援事業者の質の向上を図るための研修の実施に関する事項
- (6) 関係機関等から提供される情報の整理と協議会への提供準備
- (7) その他協議会の運営に必要な事項

月日	会議名	議事
5月11日	第1回運営会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 今年度の運営会議取り組み内容について <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域生活支援拠点について (2) エリア協議会・専門部会から提起される課題についての協議 (3) 世田谷区ノーマライゼーションプランについて 2 地域生活支援拠点について <ol style="list-style-type: none"> (1) 取り組みについての説明 (2) 各エリア協議会での説明について (3) スケジュール案について (4) 地域生活支援拠点のけんとうの進め方について 3 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 活動報告書について (2) 日中支援型グループホームの評価について
6月8日	第2回運営会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域生活支援拠点について 2 本会(第1回:7/21)での報告事項・協議事項について 3 令和3年度シンポジウム実施方法について 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域居住支援体制強化推進加算の創設に伴う世田谷区自立支援協議会の関与について (2) 世田谷区内での新型コロナウイルスワクチン接種の情報について
7月6日	第3回運営会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 日中サービス支援型グループホームからの事業実績報告 2 地域生活支援拠点について 3 本会(第1回:7/21)での報告事項・協議事項について <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年度日中サービス支援型グループホーム実績報告について (2) 本会での各エリア・専門部会からの報告事項 (3) 本会の内容について 4 その他 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域移行部会より報告 (2) 関係機関への質問の方法について

月 日	会 議 名	議 事
9月7日	第4回運営会議	1 地域生活支援拠点について (1) 緊急時の受け入れ対応について (2) 今後の取り組み予定 (3) (仮称) 緊急時対応センターについて ①緊急時対応センターの役割について ②専門サポーターの派遣時間について ③令和4年度のスケジュール 2 日中支援型グループホームについて修正報告
10月5日	第5回運営会議	1 各エリア・専門部会の取り組みについての報告・共有 2 自立支援協議会の広報活動に係る運営会議の関与について (1) 広報活動について (2) 世田谷区自立支援協議会設置要綱の内容変更について 3 その他 (1) 今後の運営会議について (2) 自立支援協議会ワーキング及び実行委員会の取り組み状況
11月2日	第6回運営会議	1 自立支援協議会 運営会議としての広報活動についての意見交換 (1) 自立支援協議会の広報活動の在り方について (2) 世田谷区自立支援協議会ホームページについて 2 「障害福祉と介護保険の移行について」玉川エリアの取り組み 〈アンケート〉を受けて意見交換 (1) 障害福祉と介護保険の移行について (2) 自立支援協議会としての今後の取り組み 3 その他 (1) 砧エリアからの報告 (2) 知的・身体グループホームについて (3) 次回の運営会議での検討内容について
12月7日	第7回運営会議	1 障害福祉から介護保険への移行についての現状把握と意見交換 2 第2回自立支援協議会本会議事について 3 自立支援協議会シンポジウム実行委員会からの報告 4 その他 (1) 地域生活支援拠点について (2) 条例の検討状況
1月11日	第8回運営会議	1 広報活動について 2 肖像権使用同意書(案)について 3 障害福祉から介護保険への移行について 4 第2回自立支援協議会本会議事について
2月8日	第9回運営会議	1 広報活動について 2 障害福祉と介護保険の連携について
3月1日	第10回運営会議	1 広報活動について 2 令和4年度の取り組みについて

②世田谷区自立支援協議会 第1回本会議事録

日 時 令和3年7月21日(水) 19時～21時

開催方法 オンラインおよび集合開催

場 所 東京リハビリテーションセンター世田谷 1階 地域交流スペース

出席委員 鈴木 敏彦・荻野 陽一・丸山 晃・山梨 武夫・鈴木 範夫・中川邦仁丈・等々力寿純
杉山真生子・市村 昭子・西村 周治・藤田 文・川邊 循・天野実千代・日比 理恵
野村 武夫・阪田 純・征矢 孝・竹花 潔・田村康二郎・遠藤 知子・齊藤 一郎
高見 光央・桔梗 知明・米山ゆき子・八木 亮・橋元 晶子・今井めぐみ・大沼扶美江
木暮 紀子・松本 俊一・若林 一夫・黒木 勉・徳永 宣行・岡田 裕也・橋本 睦子
野村 一恵・片岡 学・南大路直子 (敬称略)

<次第>

1. 開会挨拶
2. 世田谷区自立支援協議会委員構成【資料1】
3. 令和2年度自立支援協議会本会活動報告【資料2】
4. 令和3年度自立支援協議会活動スケジュールについて【資料3】
5. 令和3年度の各ワーキンググループ・エリア・専門部会の活動について【資料4】
6. 障害者差別解消に関する報告について
(1) 令和2年度の取組み状況及び令和3年度取組み予定について【資料5-1、5-2】
(2) 障害理解の促進及び障害者の差別解消、手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例のあり方検討【資料6-1、6-2】
7. 令和2年度日中サービス支援型グループホーム実績報告【資料7】
8. 世田谷区からの報告・協議事項
(1) 地域居住支援体制強化推進加算の創設に伴う世田谷区自立支援協議会の関与について【資料8】
(2) 地域生活支援拠点に係る報告事項について【資料9-1～9-3】
9. コロナ渦における各機関の取り組み及び情報交換

<配布資料>

【資料1】令和3年度自立支援協議会本会委員名簿

【資料2】令和2年度自立支援協議会活動報告

【資料3】令和3年度自立支援協議会活動スケジュールについて

【資料4】北沢エリア自立支援協議会 YouTube チャンネルチラシ

【資料5-1】(本編) 障害者差別解消に関する取組み状況報告書(令和2年度)

【資料5-2】(概要版) 令和2年度障害者差別解消に関する取組み状況及び令和3年度取組み予定

【資料6】障害理解の促進及び障害者の差別解消、手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例のあり方検討

【資料7】令和2年度日中サービス支援型グループホーム実績報告

【資料8】地域居住支援体制強化推進加算の創設に伴う世田谷区自立支援協議会の関与について

【資料9-1】地域生活支援拠点等の整備に向けた検討について

【資料9-2】地域生活支援拠点等の整備例

【資料9-3】第2版地域生活支援拠点等について(地域生活支援体制の推進)

【参考資料1】世田谷区自立支援協議会設置要綱

1. 挨拶

区 障害福祉部 須藤部長

今回はオンラインと会場開催を合わせた形で開催となっている。今回区から報告する内容について自立支援協議会の皆さまに活発なご意見をいただき、障害施策がより良いものに進めばと考えている。

2. 世田谷区自立支援協議会委員構成

太田課長

委員の一覧については資料1の通り。任期は令和3年4月1日～令和5年3月31日までとなっている。網掛けになっている方が今回より新委員になられた方である。なお、関係所管課の課長もオブザーバーとして参加させていただいている。

また、本日、霜崎委員、オブザーバーの玉野課長は所要のため欠席とのご連絡をいただいている。

続いて会長の互選であるが、自立支援協議会設置要綱第5条第1項に会長は委員の互選により定めるとなっている。今期は誰にお願いをすればよいか

中川委員

前期は鈴木敏彦委員にお願いをしており、引き続き鈴木敏彦委員に会長をお願いしたい。

鈴木敏彦会長

皆様のご承認をいただき今期も会長をつとめさせていただく。最初にわたくしの役目として副会長を指名する役割がある。荻野委員にお願いしたい。(本人並びに一同承認。)

3. 令和2年度自立支援協議会本会活動報告

鈴木敏彦会長

資料2をもって報告とさせていただきます。

主な活動としてはコロナに関するアンケートを行い、多くの関係機関から声を集め、それらを踏まえながら施策の検討をしている。また、コロナウイルス感染症のことを踏まえ自立支援協議会シンポジウムも動画配信形式で開催した。また、子ども支援検討ワーキングが検討した結果を踏まえ、子ども部会に令和4年度から昇格することが決まった。

4. 令和3年度自立支援協議会活動スケジュールについて

鈴木敏彦会長

資料3をもって報告とさせていただきます。

5. 令和3年度の各ワーキンググループ・エリア・専門部会の活動について

岡田委員

資料4をもって説明。

北沢エリア自立支援協議会では誰もが使いやすいお店が見て分かるようにライオンのステッカーを作成しており、資料4の「誰でもうえるかむ」というチラシはステッカーの説明書のイメージで作成した。ステッカーの配布先としては商店街やお店にお配りするものと考えているが、いずれはお店だけではなく他の活用方法も検討している。

また、「うえるかもんくんチャンネル」というYouTubeチャンネルを開設した。このチャンネルを通して施設の方、商店街の方を呼んで対談をする、地域の良いところを発信するなどしていきたい。

鈴木敏彦会長

各エリア協議会よりご報告をいただいた内容に関して何か質問、意見はないか。

荻野副会長

北沢エリアのYouTubeチャンネルを拝見させていただいた。自立支援協議会がいかに分かりにくいのか面白おかしく伝えていただいている印象。YouTubeは色々なことができると思うので、引き続き取り組みを進めてほしい。

6. 障害者差別解消に関する報告について

障害者差別解消に関する事項の報告・協議事項については、平成28年4月1日の差別解消法施行に伴い当協議会が差別解消法に規定されている地域協議会の一部機能を担うことになったため取り扱うものである。障害施策推進課・太田課長より報告をお願いする。

(1) 令和2年度の取組み状況及び令和3年度取組み予定について

太田課長

資料5-1、5-2をもとに報告を行う。

今回皆さまにお送りした資料5-1のP28、28番目の事例は記載されている内容はニュアンスが違くと連絡があったため、今後修正予定である。

(2) 障害理解の促進及び障害者の差別解消、手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例のあり方検討

太田課長

資料6-1、6-2をもとに報告を行う。

鈴木敏彦会長

報告いただいた内容に関して何か質問、意見はないか。

鈴木範夫委員

資料6条例の在り方の検討、5地域の見守り活動推進協力員制度について意図がわからないので詳しく説明してほしい。

太田課長

協力員については以前保護者から地域に〈知的の方〉が困っているとき地域の方に一言かけてもらうなど見守りをしてほしいということがあった。あるいは聴覚障害の方も助けてほしいときになかなか地域の方に気づいてもらえないということがあった。そのため日頃ご本人さまが行くことがあるお店の方などへの啓発も込めてステッカーを配布して啓発していきたいと考えている。

鈴木範夫委員

困っている当事者の方、なかなか分かりにくいと感じる。また、逆に困っていないかもしれない。判断がなかなか難しい。障害者の監視につながるかもしれないと感じた。

太田課長

実際にご本人・ご家族が困っている場面があると考えている。そんな時つながりを作って孤立防止を防ぐキッカケの一つとなれば良いと考えている。

荻野副会長

監視みたいな感じになるのはちょっと違うと感じる。子どもばかりでなく大人もいるのだから本人の許可なく決めつけられてしまうのは違うと思う。通報のようなシステムに使われない配慮が必要かと思う。

遠藤委員

特に聴覚障害者の方や知的の方は、コンビニやドラッグストア等でレジスタッフから一度に沢山の言葉かけされると困ってしまうと以前から感じており「お買い物に必要な最小限の声掛けをお願いする意思表示マークが持てるといいな」と思う。

鈴木敏彦会長

他に報告いただいた内容に関して何か質問、意見はないか。

荻野副会長

事例について36件の相談があったとのことだが、今回はコロナの影響もあって(障害当事者の)活動が少なくなっていると感じている。資料5-1のP19 10番タクシーの障害者割引をしなかった事例。マナーについての指導をして終わっている。制度について利用できないのはマナーの問題ではないと感じる。また、分かれば教えて欲しいこととして資料5-1のP19 11番について選挙に行ったときに投票しようとした事例について当事者間では決着がついたようだがこれを見るだけではどうなったのか分からなかった。また資料5-1のP22 25番について人工透析に関する事例について医療機関と患者の間に入ることは難しいと思うが生命に関わることなのでどのように対応すべきなのか。

太田課長

事例については昨年の事例のため今すぐに分からない。お調べして荻野委員にお伝えさせていただく。

中川委員

透析クリニックについて法人は違っても系列の会社でつながりがあり、その中で情報が回っている可能性もある。またDMⅡ型の方は自己管理ができていないと思われるので差別につながっているのかもしれない。

7. 令和2年度日中サービス支援型グループホーム実績報告

鈴木敏彦会長

日中サービス支援型グループホームは一般のグループホームと違って日中も必要に応じて支援を行うサービスで、日中もホーム内にいることで社会とのつながりが少なくなり権利侵害が起きる危険性がある。地域に開かれたサービスであることとサービスの質の確保の観点から自立支援協議会に年1回以上事業所実施の報告をする必要がある。

資料7をもって報告とさせていただく。

中川委員

資料7のP3「2支援実績等」について日中における支援について「併設している通所施設の活動に参加」と記載があるが、基本的にグループホームの利用者は同じ建物内にある生活介護の事業所へ通うことは不可となっている。そう考えた時にグループホームの利用者として行くことがはたして適正なのか。生活介護の利用者とグループホームの利用者はどのような線引きをされているのか。本来であればグループホームで日中の支援を受けるという前提と考える。世田谷区としての認識を伺いたい。

障害福祉部障害者地域生活課長 山田課長

日中サービス支援型グループホームは今後必要な施設だと認識している。実際にまだ広がっていない現状があるため、内容についてしっかりと理解して日中サービス支援型が増えるように取り組んでいきたいと考えている。

須藤部長

今いただいた質問については、制度としてどのような状況なのか調べてお答えしたいと考えている。

8. 世田谷区からの報告・協議事項

(1) 地域居住支援体制強化推進加算の創設に伴う世田谷区自立支援協議会の関与について

太田課長

令和3年4月の法改正において「地域居住支援体制強化推進加算」という加算が創設された。この加算の要件に自立支援協議会への報告が含まれているので区としての案を作成した。資料8をもって報告とさせていただく。

竹花委員

報告にあった区内の居住支援法人とはどこの法人が担っているのか。

障害施策推進課 事業担当 今田氏

梅ヶ丘にある特定非営利活動法人世田谷福祉サポートセンター、宮坂にある生活クラブ生活協同組合の2法人である。

鈴木敏彦会長

住まいについて福祉サービス事業所が居住支援法人と連携するということはまだまだ出来ていないところではあるが、新しい取り組みということで本協議会が報告を受けることになる。報告の様式などはこれから具体的に考えていくということで良いか。

障害施策推進課 事業担当 今田氏

今後対象となる事業所に連絡予定である。また報告する際の様式については案件が出てきた段階で調整させていただきたいと考えている。

(2) 地域生活支援拠点に係る報告事項について

太田課長

資料9をもって報告とさせていただく。

中川委員

地域生活支援の中心となるのは相談支援だと感じている。今年度から機能強化型加算を取得している事業所は24時間の連絡体制が義務付けられており、機能強化加算を取得している事業所が拠点を担いながら緊急時にショートステイにつながるなどの役割を担っていくのではないかと感じている。区としても相談支援事業所を巻き込みながら政策を作っていただきたい。

また、居宅介護支援事業所が自身体験室を独自運営している事業所がある。区としての制度に入っていないので整備が必要であると思われる。体験の場として区として審査判定して地域資源として活用していける体制を整えていただきたい。

都の初任者研修・現任研修で各市区町村の拠点実習を行っている。拠点の事業所に対して訪問して心構えや仕事を見てくる実習となるが実際に拠点として機能していない。

また、現任研修でも拠点機関の協力が必要であるが、世田谷区においては2つの相談支援事業所しか手を挙げていない状況がある。研修の拠点機関としての人材育成も考慮して、計画相談事業所を中心とした横のつながりづくりも考えて地域生活支援拠点の整備を進めて欲しい。

太田課長

区としても皆さまの意見を伺いながら検討を進めていきたい。

鈴木範夫委員

相談支援専門員が制度を知らないことがあり、利用者にも不利益が生じることがある。制度は変更があるので利用者に対し不利益にならないために区が説明する責任があると思われる。

中川委員

機能強化加算を取得している事業所を増やす事で相談支援専門員の質の担保をしていく。また基幹相談支援センターが行っている計画相談質の向上委員会などを活用しながら相談支援専門員の質の向上に繋げていければ良いと考えているがまだまだ機能しきれていない部分がある。皆さまのご助言をいただきながら向上していきたいと考えている。

障害保健福祉課 宮川課長

区としても相談支援専門員の力量向上を進めており、今後ご意見をいただきながら進めていきたい。区内の経験のある相談支援専門員が経験の少ない相談支援専門員に助言をする仕組みを進めているところなので色々なものを組み合わせながら進めていきたいと考えている。

鈴木範夫委員

自治体によって制度に違いがあるので、制度に関しては区が説明する責任があると感じる。そこだけは区にも受け止めてほしい。

鈴木敏彦会長

この件については世田谷区に受け止めてもらうこととする。

9. コロナ渦における各機関の取り組み及び情報交換

鈴木敏彦会長

昨年の本会議は書面開催となっており、こうして対面及びオンラインで参加している皆さまと顔を合わせて話をするのは一年ぶりとなる。この機会を使ってコロナ渦における現状などについて伺いたい。

荻野副会長

一年前に緊急事態宣言が発令されどうなるか分からない不安があった。まずは物資が無くなってしまわないかという不安があった。自分もトイレなどのケアを受けており、人よりも物資が必要なためにトイレに行く回数を減らさなければいけないかと真剣に悩んだことを覚えている。また自分やヘルパーが感染してクラスターになった時にどうしようという不安があった。外出も自粛を促されているうちに外へ出ることも億劫になってきてしまい家の中で社会生活を完結させようという意識になった。そのため健康に害が生じてしまった。

また前からあった問題が顕在化した印象がある。例えばヘルパーの不足がより顕在化したように感じ、コロナが終わったあとも支えられるような地域づくりが必要だと感じた。

鈴木範夫委員

私は自立生活支援センターで仕事をしていていつコロナにかかってもおかしくない生活をしている。仕事があるので引きこもりができない。

日々の暮らし全体が一変してしまった障害を持った方が多くいることを理解してほしい。

田村委員

光明学園は基礎疾患を持っている方が多く、子どもたちを皆で感染から守ってきたそんな一年間だった。保護者にも理解していただき、保護者参観も分散して行った。また校内で濃厚接触者がいても差別がおきないように感染者が誰なのかは明かさないと配慮も行った。

問題は子ども達の関わり社会性を養う機会が減少したことだと感じる。今後はそのような面を補っていかなければいけない。

征矢委員

ハローワークは1週間に20時間以上働ける方の支援をしている。昨年と今年の4～6月のデータを比較すると新規求職者は増えておりコロナ前の水準に戻ってきている。しかし企業側の求人数が戻っておらず、求人数はコロナ前と比べて4割ほど少ない。そのため就職できた数も4割ほ

ど少なくなっており、企業側の求人が追いついていない現状がある。再度緊急事態宣言も発令されていることもあり危機感を感じている。

鈴木敏彦会長

まだまだお話を聞きたい所ではあるが、時間も定刻を過ぎてしまっている。以上で自立支援協議会を終了とさせていただきます。

<次回日程>

日 時：令和4年1月28日（金） 19時～21時

開催方法：オンラインおよび集合開催

会 場：東京リハビリテーションセンター世田谷 1階 地域交流スペース

※本報告書への添付資料は下記の通り（資料番号は当日資料のものとする）

資料4 北沢エリア自立支援協議会 YouTube チャンネルチラシ

資料9-1 地域生活支援拠点等の整備に向けた検討について

資料9-2 地域生活支援拠点等の整備例

誰でも出来るかむ

僕は自立支援協議会 北沢地区のマスコット
「うえるかもんくん」です。
北沢地区をもっと住みやすい街にしようと
誕生しました！困った事があたら遠慮なく
お声掛けください！

君の
お手伝いが
したいんだ！

心の距離を解消するために

たとえば
『車椅子でお店に入ると迷惑かもしれない・・・』
『ベビーカーだと邪魔かな？』
『杖をついていると気を遣わせるのが申し訳ない・・・』
『会話が苦手だけど大丈夫かな』
その他、様々な不安ことを考えて入りたい気持ちに
ストップをかけてしまう。
その心の距離を解消したいと考えています。

このステッカーを貼ることにより
『誰でも うえるかむ』
という心の表現をしてくださいませんか？

障害の有無に関わらず
誰もが住み慣れた地域で
自分らしい生活を
安心して継続できる
社会の実現を目指して

youtube チャンネル 『うえるかもんくん』 情報発信します！

みんなで
参加型

令和3年7月21日
障 害 福 祉 部

地域生活支援拠点等の整備に向けた検討について

- 1 主旨

国において、障害者の高齢化・重度化や親亡き後を見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における居住支援等のあり方が検討され、地域生活支援拠点等の整備の方針が示されている。

これを踏まえ、各自治体では、地域生活支援拠点等の整備が進められており、区においても、せたがやノーマライゼーションプラン（令和3年3月策定）に「地域生活支援拠点等の機能の確保・実施」を施策として定め、取り組むこととしている。

今後、地域における障害者の自立支援を検討・協議している自立支援協議会を活用しながら、当事者や家族、事業者、基幹相談支援センター等関係機関の協力を得て、地域が主体となって、地域の実情を反映させた地域生活支援拠点の構築に向けて検討を進める。
- 2 地域生活支援拠点等の概要（別紙1）
 - (1) 求められる機能
 - ① 相談
 - ② 緊急時の受け入れ・対応
 - ③ 体験の機会・場
 - ④ 専門人材の確保・育成
 - ⑤ 地域の体制づくり
 - (2) 整備手法
 - ① 多機能拠点整備型（機能を1つの拠点に集約）
 - ② 面的整備型（機能を持つ事業所が連携）
- 3 各自治体における整備状況
 - (1) 全国の自治体（1,741団体）
1,107団体（約6割）が整備（令和2年度末時点における整備見込みを含む）
 - (2) 先行自治体の取組み事例
 - ① 大田区
基幹相談支援センターを中心に、通所施設や緊急一時保護施設等で機能を分担した面的整備を目指している。
 - ② 八王子市
地域・障害種別を網羅する5カ所の委託相談事業所に、地域生活支援拠点等としてコーディネート機能を付加し、市全体で取り組む面的整備を目指している。
 - ③ 千葉市
地域（緑区）と障害種別（知的）を限定して事業を開始し、検証後に地域や障害種別を順次拡大することによる拠点の整備を目指している。
- 4 区における拠点整備に向けた進め方
 - (1) 拠点整備の考え方

- ① 区においては、人口規模や面積、地域資源があり、1つの拠点にすべてを集約し機能を果たすことは不可能なことから「面的整備型」による整備を目指す。
- ② 各地域の資源でネットワークを構築し、地域生活支援拠点に必要な機能の確保を行う。
- ③ 各機能は、地域単位での確保を基本とするが、機能が不足する場合などは、地域を超えて相互に機能を補完し合うこととする。
- ④ 先行自治体の取組みを参考にしながら、各地域において課題の抽出・整理を行い方向性等を検討したうえで、令和4年度に重点的に取り組む地域（以下「重点地域」という。）を選定し、評価検証を行いながら、区内全地域へ展開する。

(2) 検討の進め方

① 検討体制

検討にあたっては、地域の課題は基本的に地域で解決していくことが求められるため、地域が主体となって考え、協力し合えるよう、次のとおり進める。

- ・ 自立支援協議会を中心に、学識経験者や当事者、家族、障害者団体、事業者、等の関係機関の協力を得て、基幹相談支援センターや地域障害者相談支援センターと連携を図りながら検討を進める。
- ・ 地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会、障害者福祉団体連絡協議会等に対して検討状況を報告し、意見等を適宜反映させる。
- ・ 庁内においても、既存の障害者計画等検討委員会や障害者差別解消・手話言語に関する条例に係る検討体制も活用して検討する。

自立支援協議会（本会・・・区全体、エリア協議会・・・地域単位）
 法に基づき設置し、学識経験者や相談支援事業者、障害当事者、団体、弁護士、医療関係者、社会福祉団体等で構成し、主な協議事項は、次のとおり。（設置要綱より）
 ○ 関係機関のネットワークの構築や情報共有、事例ごとの支援のあり方、障害者の自立支援に係る社会資源の開発及び改善、障害者等への支援体制に係る課題整理、地域における障害者の自立支援

② 検討の方向性

- ・ 地域生活支援拠点の整備に必要な機能の確保にあたっては、既存のネットワークの仕組みを最大限に活用する。
- ・ 各地域においては、各機能を既存のネットワークの仕組みにあてはめ、シミュレーションを行い、評価検証する。
- ・ 地域で不足する機能については、地域間での補完を含めて検討し、地域間でも補いきれず、新たな仕組みの検討・構築が必要な場合は、費用対効果や優先順位、緊急性等を考慮して検討を進める。
- ・ 令和4年度に重点地域を選定しての評価検証にあたっては、令和4年度当初予算案の計上に向けて優先して検討を進めながら、緊急時における対応の仕組みの構築など、施設や事業所等における調整など検討に時間を要する場合は、必要に応じて補正予算等の対応も検討する。

③ 主な検討スケジュール

主なスケジュールは次のとおりとし、必要に応じて見直しを行うこととする。

令和3年

- 7月 地域保健福祉審議会（検討体制、スケジュール等）
- 9月 福祉保健常任委員会（検討状況）
- 10月 専門家会議（構想骨子案）
- 11月 シンポジウム（構想骨子案）
政策会議（構想骨子案、予算案）
地域保健福祉審議会（構想骨子案）
- 12月 福祉保健常任委員会（構想骨子案）

令和4年

- 5月 専門家会議（素案）
福祉保健常任委員会（主要事務事業）
- 7月 地域保健福祉審議会（素案）
- 8月 政策会議（素案）
- 9月 福祉保健常任委員会（素案）
シンポジウム（素案）
- 10月 専門家会議（案）
- 11月 地域保健福祉審議会（案）
- 12月 政策会議（案）
福祉保健常任委員会（案）

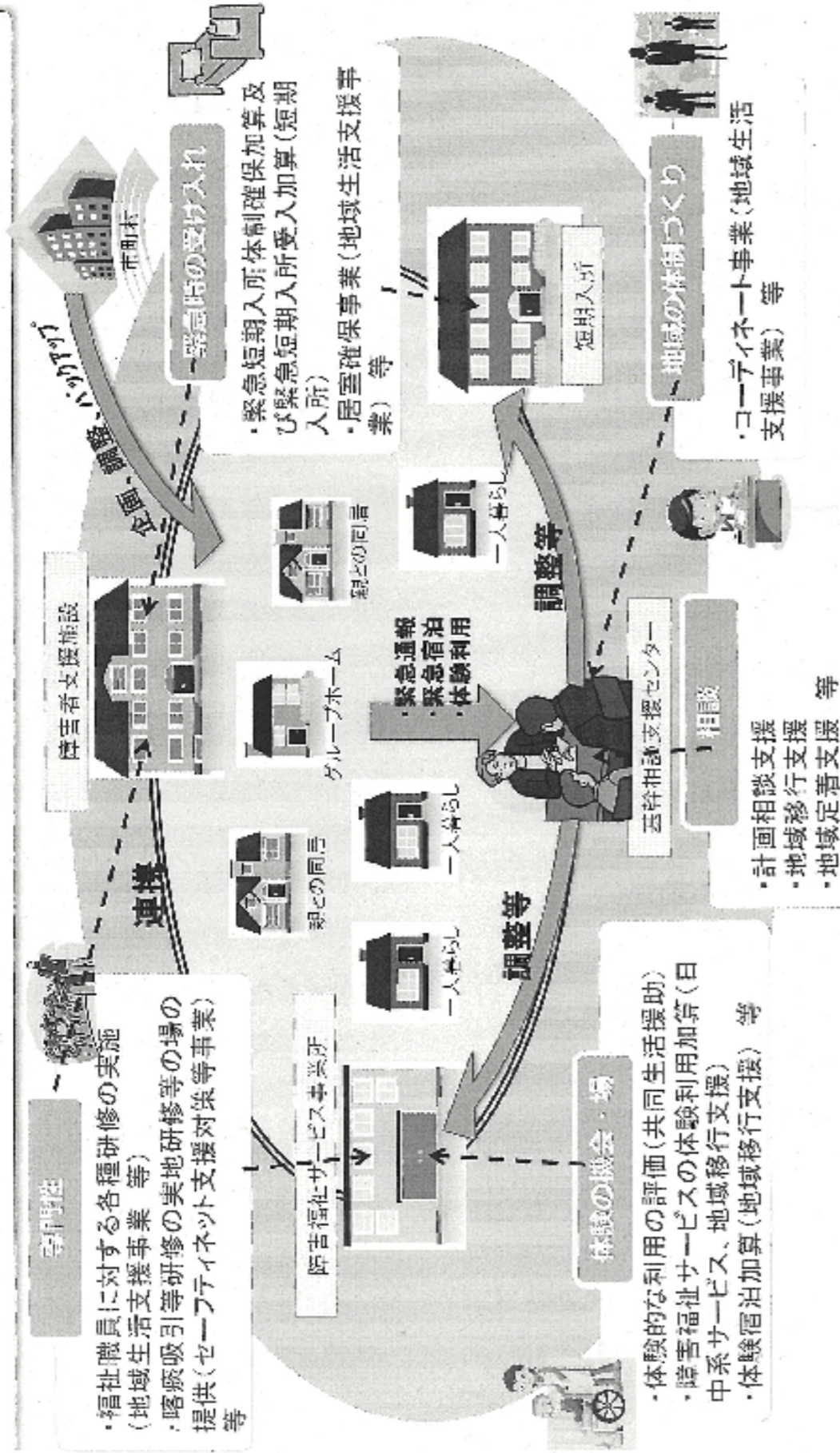
令和5年

- 3月 区決定
- 4月以降 区民周知（区のおしらせ、ホームページ、リーフレット等）

※上記の会議のほか、庁内会議や障害者施策推進協議会、障害者福祉団体連絡協議会、障害当事者、家族等の意見を伺い、検討を進めていく。

地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



③令和3年度 世田谷区自立支援協議会本会（第2回）議事録

日時 令和4年1月28日（金） 19時～21時

開催方法 オンライン開催

出席委員 鈴木 敏彦・荻野 陽一・丸山 晃・山梨 武夫・鈴木 範夫・中川邦仁丈・等々力寿純
 杉山真生子・須藤 剛志・西村 周治・川邊 循・天野実千代・日比 理恵・野村 武夫
 阪田 純・遠藤 知子・齊藤 一郎・田村康二郎・竹花 潔・桔梗 知明・米山ゆき子
 橋元 晶子・今井めぐみ・片岡 学・木暮 紀子・松本 俊一・若林 一夫・黒木 勉
 徳永 宣行・笹森 紀代・野村 一恵・南大路直子・藤田 文・安間 信雄
 （代理出席：月永清美）

（敬称略）

<次第>

- 開会挨拶
- 令和3年度の活動について
 - ワーキンググループ【資料1、2】
 - シンポジウム【資料3】
 - エリア協議会
- 障害者差別解消に関する報告について【資料4】
- 世田谷区からの報告・協議事項
 - 障害理解の促進及び障害者の差別解消、手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例の検討状況について
 - 地域生活支援拠点に係る報告事項について
- 「将来の生活に関するアンケート」について【資料5】
- その他
 - 自立支援協議会運営会議の広報活動について【資料6】
 - コロナ渦における各機関の取り組み及び情報交換

<配布資料>

- 【資料1-1】令和3年度相談支援ワーキンググループの活動について
- 【資料1-2】虐待防止における相談支援専門員の役割
- 【資料2】自立支援協議会子ども部会設立の方向性について
- 【資料3-1】令和3年度世田谷区自立支援協議会シンポジウム企画案
- 【資料4-1】障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の状況
- 【資料4-2】障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の要旨
- 【資料4-3】研修・出前講座の実施状況
- 【資料5-1】世田谷エリア自立支援協議会「将来の生活に関するアンケート」からみえてきたこと
- 【資料5-2】「将来の生活に関するアンケート」から見えてきたこと
- 【資料6】世田谷区自立支援協議会リーフレット（案）
- 【資料7】令和4年度世田谷区基幹相談支援センター年間スケジュール

<当日追加配布資料>

- 【別紙】障害者の地域生活支援機能の強化について（国における地域生活支援拠点等の整備事業）検討状況
- 【別紙】障害者理解の促進や障害者の差別解消、情報コミュニケーション等に関する条例について（検討状況）
- 【別紙】条例概要版

1. 挨拶

須藤部長

世田谷区ではコロナ感染者日々千人以上陽性者が確認されている。濃厚接触者は日々3千人位増加している。保健所業務も逼迫している状況。各障害者施設のフォローに加えワクチン接種の準備を進めている。一日でも早く安心して生活を送って欲しい。

鈴木会長

本会の進行を務めさせていただく。厳しい環境の中でもしっかり協議をしていきたいと思っている。ご協力願いたい。

事務局鈴木

配布資料確認を願いたい。画面共有にて確認願いたい。必要に応じてチャットにてダウンロードした後確認をお願いしたい。

2. 令和3年度の活動について

(1) ワーキンググループ

事務局山本

- 資料 1-1、資料 1-2 に沿って報告
- 保護者と学校の先生に対する計画相談の理解・啓発について
 - ▷久我山青光学園教員向け研修会開催、動画を YouTube 配信、保護者への啓発実施
 - ▷東京都立青鳥特別支援学校高校生を対象に障害福祉サービスに関する説明会が5支所の健福祉課で開催、相談支援専門員の啓発リーフレットを使用して啓発活動
- 相談支援専門員への虐待通報の理解・啓発について
 - ▷相談支援専門員が虐待通報するか判断に迷う場面についてアンケート実施
- 計画相談マニュアルの更新について
 - ▷令和3年の法改正に伴い内容検討中、令和4年度完成に向けて取り組んでいる。

中川委員

青光学園説明会后、保護者宛での YouTube 配信後が分かりやすかったとのご意見を頂いている。効果があったのではないかと実感している。

計画相談マニュアルに関して、東京都の初任者研修等で計画相談マニュアルを紹介させていただいている。受講生より世田谷区の計画相談マニュアルは分かりやすく参考になる。勉強になる等のご意見があった。世田谷区含め他市区町村から注目され、相談支援専門員全体の示す指針として運用に役立っているのではないかと感じている。

鈴木会長

学校との連携の必要性、18歳到達の時点でサービスが切り替わる際の丁寧な説明が必要になる。計画相談マニュアルは相談支援専門員の仕事質の向上に役立っているのではないかと。

鈴木委員

保護者と学校の先生における相談支援でケースワーカーとの役割分担はどうなっているのか。

鈴木会長

保護者と学校の先生に対する計画相談、相談支援専門員の担う役割とサービスの利用に関する部分は行政が関わる、両者の役割分担はきちんと分かれているのかという趣旨でよいか。

事務局山本

行政は福祉サービスの説明をおこない、相談支援専門員は相談支援専門員の説明をおこなった。

鈴木会長

両者違う役割がしっかりあることから、その部分をご理解いただくことが重要になることが確認できる。

遠藤委員

知人から説明を聞いても理解不足な部分があった。都度必要なタイミングで担当ケースワーカーに相談しながら相談支援に繋がるとよい。小学部、中学部だけではなく高等部でも YouTube 視聴ができると理解が深まるのではないかと。

鈴木委員

ケースワーカーの役割と対応について理解不足が生じているのではないかと。

鈴木会長

ケースワーカーの役割としっかり対応に応じるという趣旨でよいか。相談支援と行政のケースワーカーの役割をそれぞれ、どこに相談すれば混乱しないのかという内容について。理解を図るための説明について補足願いたい。

事務局山本

実際のところ現場では役割分担が煩雑になっている現状があると推測する。ワーキングとしても継続して役割分担が明確になる活動が引き続きできればよいと思っている。

中川委員

計画相談マニュアルを作成していく中で、相談支援専門員がまず何をするのか、ケースワーカーになかなか浸透していないように思う。相談支援専門員としては、各種研修でプランニングの仕方、書式の書き方含め相談支援について理解を深めている現状がある。一方でケースワーカーはその流れを把握しきれていない実態がある。よって、相談支援専門員とケースワーカーが相互に情報共有できていない状況が課題ではないかという意見を聞く。具体的には相談支援専門員が作成したプランのどこを見てよいのか、どのような視点を持って計画作成しているのか、ケースワーカーにもしっかり理解していただけるようなマニュアルを作成したうえで、相談支援専門員がプランに落とし込めるとよいと思う。

新カリキュラムとなり、初任者研修受講年度によっては相談支援専門員のスキルに差が出ている実態を踏まえて、東京都及び区と協力しながらフォローアップしていく必要がある。行政と相談支援専門員の役割について明確にするとともに、ケースワーカーにも相談支援専門員の役割を知ってもらうことが必要であると捉えている。また、日頃よりケースワーカーと相談支援専門員が連携しながら情報共有が必要である。総合支所説明会について、今年度初めて5支所で開催したことは新たな前進となった。

事務局山本

資料2に沿って報告。
自立支援協議会子ども部会設立の方向性について

小暮委員

子ども部会の設立の方向性について、今年度ワーキングの段階では発達障害に焦点を絞って活動してきたが、今後の部会に向けて、発達障害以外を対象として検討していく方向性はあるのか。医療的ケアが必要な対象者も子どもとして部会の中で検討していく方向性はあるのか。

事務局山本

児童に関しては範囲が広いこともあり、今回は発達障害に焦点を当てた。部会に発展した際には対象範囲の幅を広げていく方向で検討できればと思う。

鈴木会長

今年度は発達障害をターゲットにしてきたが、今後は部会に発展することで障害種別を超え幅広く障害分野を網羅した形で取り組みが展開できることが期待されるのではない。

(2) シンポジウム

事務局山本

資料 3-1 に沿って報告。

YouTube 動画配信令和 4 年 3 月上旬公開予定であるがコロナウイルス流行に伴い、公開予定が変更になる可能性がある。遅くとも 3 月中の公開が実現できればと思っている。

鈴木委員

シンポジストに障害当事者はいるのか。

事務局山本

今回は参加していない。インタビューには出演してもらおう予定。

鈴木委員

障害当事者への質問時間を多くしたほうがよいのでは、時間が短いのではない。

中川委員

確かに一番苦勞されているのは障害当事者であることを我々は理解している。シンポジウムのポイントとして、当事者の方たちが家探しに苦勞している点、一人暮らしをするために家を貸してくれるオーナーさんが少ない点、その苦勞を踏まえたうえでどうすればオーナーが家を貸してくれるようになるのか。オーナーさんにどう説明すれば効果的なのか皆で考えたい。どうすれば家が借り易くなるのかという点に重きを置いている傾向にある。

もちろん当事者の苦勞や不安を伺いながら、逆に貸す側の視点や意見を参考にしながらシンポジウムを進めていければとの意向がある。インタビューの中から引き出された意見を含めてアンケート等で取りまとめていくことも検討したい。

(3) エリア協議会

徳永委員

ホームページを使った取り組みについて画面共有しながら報告。

支援者だけではなく障害がある方、地域の方、事業所の方、双方向に情報をやり取りできるような関係構築ができればよいとの思いから独自にホームページを作成した。

障害のある方が働きたい、通いたい、相談したい、ヘルパーを依頼したい、外出支援をお願いしたい、グループホームを探したい、などのニーズに対して選べる・探せるように工夫した。

開設準備中であるが、「世田谷地域ローカルボックス」を作成中。地域の情報、商店街の情報、介護事業所以外の情報も掲載できるよう工夫した。今年度からホームページ活用を見込んでいるとともに、地域の皆様と繋がりを持てる活動ができることを期待している。

鈴木会長

新しい取り組みとして世田谷エリアでのホームページ作成、様々な情報提供のしくみについての説明をいただいた。

3. 障害者差別解消に関する報告について

施策推進課 太田課長

資料 4-1 に沿って報告

資料 4-2 に沿って報告

資料 4-3 に沿って報告（研修出前講座）

今後の予定として、民生委員などに確認したうえで希望があれば地区に対してきめ細かい説明ができればと考えている。

鈴木会長

障害を理由とする差別に関する部分、統計的な部分、研修・出前講座の実施について、事前配布済の資料を参照、確認頂きたい。

荻野委員

5 回実施されている研修・出前講座について、カウントされる基準及び手続等についてどのような背景があるのか確認したい。

障害施策推進課 太田課長

障害施策推進課には専門調査員 2 名在籍している。相談依頼があれば必要に応じて出張、希望する内容を伺いつつ調整をおこなっている。コロナ渦で出張自体が憚れる状況もあるが、相談の事例としては 7 月の実績報告に昨年度の内容が網羅されている。ご参照願いたい。来年度も様々な形で実施できればと思う。

坂田委員

そもそも知的障害者は周囲に対して相談しづらい部分がある。実際に障害者差別はあると認識しているが把握しきれない部分がある。また、障害者差別解消に関する相談件数が減少していると伺っている。それを受けて昨年度、調査員に出前講座を依頼し、コロナ渦で予定変更があったものの今年度オンラインでの開催が実現した。

鈴木会長

全国的な統計を見ても障害者差別解消についてはやや低調気味傾向にある。昨年、障害者差別解消法が改正され 3 年以内の施行することになっている。民間の事業者の方についても合理的配慮の提供義務が生じたことが大きな変更点である。これまで努力義務であったが今後はしっかりおこなっていくことが事業者としての社会的責務だと規定されている。そういった意味でも色々やるべきことがあると感じている。

4. 世田谷区からの報告・協議事項

障害施策推進課 太田課長

当日配布資料に沿って報告

(1) 障害理解の促進及び障害者の差別解消、手話言語などの情報コミュニケーション等に関する条例の検討状況について

(2) 地域生活支援拠点に係る報告事項について

鈴木会長

新しい条例に関すること、地域サービスの隙間を埋める機能を担うべき地域生活支援拠点の方向性について報告頂いた。

荻野委員

世田谷区は面的整備型という考え方を採用しているので、1ヶ所から各地域へ機能が分散していくという考え方でよいのか。

施策推進課 太田課長

世田谷区の地域は 5ヶ所あるので、各々対応していただくことになると思うが、例えば、高次脳機能障害の対応困難が生じた場合はその地域を超えて対応することが想定される。センターを各地域に設けるという考え方ではなく、全体として 1ヶ所設けるイメージ。

鈴木会長

表現の仕方により理解が異なるのではないか。地域を基本としながらも拠点は全区で面的整備をしていく考え方。エリアを超える事例もあればエリアの中で解決されていく事例もあるという認識。エリアを超えて解決できる部分もある。5ヶ所の拠点で求められる機能が世田谷区内に分散している状況がトータルで1つという考え方でよいのか。

また、どの地域でも国が掲げる5つの機能が保障されていること、箱を作るというよりは機能がオール世田谷どの地域にも網羅されている考え方と捉えている。

分かりやすさという点では、活用していく方々や世田谷区民の理解促進に繋がるよう世田谷区で再検討していただけると有難い。

施策推進課 太田課長

表現がうまく伝わらない書き方であったかもしれない点は改善していく方向で進めたい。機能として全体で網羅できる、各地域で機能が発揮できることが望ましいが、難しい場合を考慮して、全体が助け合いながら面的に整備できればよいという発想である。

中川委員

相談機能の中にモニタリングや後追いで利用したサービス利用の評価は含まれる理解でよいのか確認したい。例えば、緊急ショートステイを利用した場合、一人暮らし体験をした場合などはその後モニタリングも含めてのフォローアップを含めた相談機能という捉え方でよいのか。現

施策推進課 太田課長

相談範囲や内容によって担って頂く役割を検討していかなければならないと思われる。ご意見にあったように、後追いでモニタリングに繋がっていくことも想定される。現時点では具体的な内容は詰められていないが、重点地域を設けつつ試行錯誤しながら進めていくことになるのではないかと。抽出された課題について、ご意見を伺いながら検討していく流れになると思われる。

鈴木委員

(仮)緊急時対応センターの専門サポーターの役割をもう少し詳しく教えて頂きたい。また、専門コーディネーターについても教えて頂きたい。

施策推進課 太田課長

簡単に言うとヘルパーの派遣を想定している。施設に行き緊急時のケアを受けられることができればよいが難しい場合はご自宅でのケア対応という選択肢が考えられる。ヘルパーの対応のみで困難な場合は訪問看護ステーションとの連携を視野に入れている。今後は専門サポーターの職種や重点地域も含めて議論を重ねていきたい。

専門コーディネーターの役割としては、短期入所調整が必要になると想定される。日頃より各総合支所のケースワーカー、相談支援事業所が対応している部分の負担軽減を図る為にも緊急時対応センターの職員が一括対応できる体制を構築していくことで社会資源情報の把握が円滑におこなえることを想定している。業者の手配についても専門サポーターと一緒に同じ括りの中で考えていく必要がある。

5. 「将来の生活に関するアンケート」について

ぼーとせたがや 山内氏

資料 5-1 に沿って報告

資料 5-2 に沿って報告

丸山委員

とても興味深い調査結果だと思う。地域生活支援機能の強化に向けて、その根拠として重要な要素が入っていると感じている。アンケート結果より、自分のこれから先、将来の見通しが見え

ていない状況に不安を抱えている人がいるという実態が把握できる。ピアカウンセリングのような形を含めて関わる、ロールモデルを見せていくなどこれから先の状況が分かりやすく相談の中で助言できることが大切であると感じる。居場所と住まいについて、専門的相談機関だけではなく地域住民、近所の人、町内会、民生委員を含めてどのようにつながっていくのか、つなげていくのかという視点が重要だと感じる。

今、支援機関に繋がっていない人、一般就労を経て定年を迎えた人が高齢期を迎えた時、現段階で相談支援機関を含めて繋がっていない障害をもつ人の暮らし、孤独な状態にある人、通う場所がない人、セルフネグレクト状態の人にもアウトリーチしてることが重要であると感じた。また、家族にとってみれば自分の高齢化で子どもの将来が心配だけれども、同世代である兄弟への支援、兄弟はどう思っているのかという部分のサポートも重要な視点であると感じる。

坂田委員

とてもわかりやすい回答だった。自分の思いをなかなか伝えられないことが多い知的障害がある子どもの家族が回答しているのではないかと印象がある。相談件数が減っている背景として、特に知的障害者の場合は相談したいときにすぐ相談できる環境ではないように思う。相談先として普段から通えるような場所、関係を維持できるような場所があるよい。相談先として複数の選択肢があるとよい。そのためには地域とのかかわりが重要となってくる。細いネットワークがあると安心に繋がる。

杉山委員

興味深い内容だと思う。世田谷区は社会資源も制度も結構充実していると感じているが、その情報を知る術が少ない。他地域の情報を知る機会も少ない。既存の制度でカバーできるものは多いがエリアが広い分情報量も多く整理しづらい。5エリア共通で情報共有をおこなうことで地域生活支援拠点に活かせる情報があるのではないかと。何かあって相談に繋がること自体がハードル高い人は知的障害の方、精神障害の方も多し。ある程度緊急性のある人の情報を集めて、了承が得られれば事前登録制にする、併せて個別支援計画を作成しておくなど事前に関係性を構築していくことで緊急時の対応に役立つのではないかと。また、世田谷区で開催されている居住支援協議会、雇用促進協議会における課題点を共有しておくことも効果的ではないかと。

ぼーとせたがや 山内氏

細いネットワークを地域の中にどう作っていくのかとういことが共有できた。今後は5エリアで同じアンケートをするなど、自立支援協議会としてどのような取り組みができるのか意見を話し合っていくことが必要ではないかと。その意見を踏まえて地域生活支援拠点事業と連携していくことが大切であると認識している。

6. その他

(1) 自立支援協議会運営会議の広報活動について

事務局山本

資料 6 に沿って報告

(2) コロナ渦における各機関の取り組み及び情報交換について

※時間の関係上省略

7. 閉会挨拶

鈴木会長

議題内容によっては幅広く奥が深いものが多く、文字面を追っていただけで終わってしまう部分があったことをお詫び致します。

事務局山本

令和4年度世田谷区基幹相談支援センター年間スケジュールについて
資料7に沿って報告

事務局鈴木

以上をもって、令和3年度第2回世田谷区自立支援協議会本会を閉会とする。

令和3年度相談支援ワーキンググループの活動について

1. 令和3年度の活動について

令和2年度末の相談支援ワーキンググループにて、令和3年度は次の2～4の事項について取り組むことを決め、取り組みを実施してきた。

2. 保護者と学校の先生に対する計画相談の理解・啓発

(1) 令和3年6月30日(水)に久我山青光学園教員向け研修会が開催され、相談支援ワーキンググループのメンバーが参加して学校の先生に対して相談支援専門員の理解・啓発を行った。また、その研修会の場面を撮影した動画をYouTube配信して保護者への啓発も実施した。

(2) 令和3年7月21日(水)東京都立青鳥特別支援学校に通う高校生を対象に、障害福祉サービスに関する説明会が5支所の保健福祉課で開催された。その説明会に相談支援ワーキンググループのメンバーが参加し、令和元年に作成した相談支援専門員の啓発リーフレットを使用して相談支援専門員の啓発活動を行った。



これらの活動を通して保護者からは「非常にわかりやすく 18 歳以上はシステムが変わることを知ることができて良かった。」などの意見をいただいた。

3. 相談支援専門員への虐待通報の理解・啓発

前年度の取り組みとして、利用者の権利擁護のために相談支援専門員がどのように虐待対応を行っているのか「相談支援専門員が虐待通報するか判断に迷う場面についてアンケート」を実施した。

また、世田谷区自立支援協議会の虐待防止・差別解消・権利擁護部会とも連携し、意見交換を実施

<次回日程>

日時：令和4年7月29日(金) 19時～21時
開催方法：オンラインおよび集合開催
会場：東京リハビリテーションセンター世田谷 1階 地域交流スペース

※本報告書への添付資料は下記の通り(資料番号は当日資料のものとする)

資料1-1 令和3年度相談支援ワーキンググループの活動について
 資料2 自立支援協議会子ども部会設立の方向性
 資料3-1 令和3年度世田谷区自立支援協議会シンポジウム企画案
 資料4-1 障害を理由とする差別に関する相談・問い合わせ対応状況
 資料4-2 障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の要旨
 資料4-3 研修・出前講座の実施状況
 資料5-1 世田谷エリア自立支援協議会「将来の生活に関するアンケート」から見えてきたこと

した結果、相談支援専門員の中には通報すること・連携することに敷居が高いと感じていることがわかった。

そこで今年度は相談支援専門員への虐待通報の理解・啓発活動として、別紙 1 のような資料を作成した。

この資料を相談支援事業所の連絡会で配布することや相談支援ワーキンググループで作成した計画相談マニュアルに記載することで虐待通報の理解・啓発に務めていく。

4. 計画相談マニュアルの更新について

令和 3 年の法改正があったこと、区内の相談支援専門員から「実際にこれを手にした新人の相談支援専門員がマニュアルを読んでも理解できない」という声があったことを踏まえ、計画相談マニュアルの改正について取り組みを実施している。

令和 4 年度中の完成に向けて現在検討を進めている。

5. 今後の予定

第 6 回相談支援ワーキンググループ（令和 4 年 3 月 16 日）で令和 3 年度の活動を振り返り、令和 4 年度の取り組みについて検討を行う。

自立支援協議会子ども部会設立の方向性について

2. 主旨

「子ども支援検討ワーキンググループ」での 3 年間の議論、検討を通じて、「障害を持つ子ども」が抱える様々な課題を解決するためには、教育、医療機関と密な情報共有を図り、協働しながら問題に対処していくことが必須であるという結論に達し、令和 4 年度からワーキンググループを部会に昇格させ、他分野（教育・医療分野等）の有識者、関係者を委員として招致し、相互の連携強化を図るとともに、円滑な協力体制を構築していくことが決まった。

しかし、子どもに対する支援範囲は非常に広い為、課題を絞った上で解決を図っていくこととなり、「発達障害の子ども」にポイントを当てて取り組むこととなった。

そこで令和 3 年度の子どもワーキングでは発達障害の子どもを取り巻く支援機関の方を招いて意見交換を実施し、そこから見えてきた課題を、子ども部会に提言できるように取り組みを行った。

3. 令和 3 年度の実施内容

【第 1 回（5 月 19 日）】

今年度の活動について意見交換を実施し今年度の方向性について共通認識を持った。

（1）活動目標

世田谷に住む、発達障害のある（思われる）子どもたちがのびのび育つための支援を考える

（2）運営方針

様々な関係機関が集まり意見交換や勉強会を行い、課題を抽出し、解決の糸口を探る。発達障害のある子どもへの切れ目のないのりしろ型の支援の実現を目指す。

（3）取組み対象となる児童の年齢

部会としては、全年齢を対象にする必要があるが、当面の間は学齢期を中心に検討する。

（4）取組み内容

発達障害の子どもを取り巻く支援機関の方を招いて意見交換を実施し、発達障害の子どもの支援に関する現状・ニーズ・課題を子ども部会に提言できるように取り組みを進める。

【第 2 回(6 月 16 日)】

意見交換を行う関係機関・候補者を選定し、世田谷区教育政策部 教育相談支援課 教育支援担当、世田谷区発達障害相談・療育センターげんき、子どもの虐待防止センターの方をお呼びして意見交換を行うこととなった。

令和3年度 自立支援協議会シンポジウム企画案

【第3回(8月16日)、第4回(10月20日)、第5回(12月22日)】

世田谷区 教育政策部 教育相談支援課 教育支援担当 松橋係長、佐藤係長、世田谷区発達障害者相談・療育センター「げんき」林氏、宮崎氏、をお呼びして支援機関の現状や、実際に関わっていただいている上で感じている課題など意見交換を行った。

そのなかで次の(1)～(6)のような実状を共有できた。

- (1) 就学相談から相談支援へ繋ぐ事はあまりない。就学相談として福祉の事をあまり知らない部分がある。
- (2) 就学相談に問合せがあった際、個別ケースについては、どうしても個人情報の壁が生じてしまい情報提供できない場合がある。そのため関係機関から就学相談に相談することがスムーズにいかない。
- (3) 保護者の状況により課題が発生する事がある。保護者も育っていかねばならないが、それが理解できる方ばかりではない。
- (4) 障害福祉サービス受給者証の制限の中で生活を組み立てようとするのが難しい現状がある。実際には移動支援やショートステイの受給者証が出ていても事業者のヘルパーが不足しており空きが無い。
- (5) 学校内の「すまいるルーム」に対する偏見により、すまいるルーム利用者に対する悪印象に繋がってしまう雰囲気が、学校によっては有る。よって、すまいるルームに繋がりにくい現状がある。保護者側も、子どもに対し悪い事をしたら「そんなのだったらすまいるルームにいかせる」と、少数ながら発言があるなど、保護者からも偏見が散見される。
- (6) 新 BOP の職員も保育士などの有資格者ばかりではなく、アルバイトも多く、発達障害に対する対応ノウハウを有していない方もいる。学校の先生とも情報共有を行っているが、教育観点と遊び場の観点ではまた見え方が異なる。

3. 今後について

今年度は第6回(令和4年2月16日)が最後の子どもワーキンググループとなる。そのため、令和4年度から開始する子ども部会で協議する課題を整理し子ども部会に提言していく。

また、部会の構成員についても検討を実施していく。

1. 目的

世田谷区自立支援協議会は、関係機関との連携や情報共有などを図り、障害者の自立生活を推進していくことを目的に活動を行っている。「障害の有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」というノーマライゼーションプランの実現に向け、協議会として様々な取り組みを行っており、その一環として、区民の方々へ向けての自立支援協議会の活動周知と障害理解の促進を目的として、毎年1回シンポジウムを開催している。

2. テーマ

(1) テーマについて

『ユニバーサルな「一人暮らし・物件さがし」を考える ～せたがや・わがやコーディネート計画～』

(2) 本テーマに至った経緯

令和2年度のシンポジウム実行委員会の議論から、精神障害のある方のグループホームを建てようとしても地域住民からの反発があること、当事者が地域で暮らす際に不動産会社から断られアパートがなかなか決まらないという事例があることが判明した。障害のある方が地域で暮らす上で住居確保が困難であるという課題を再認識したため、上記のテーマについて取り組むこととなった。

3. 方法

YouTube 動画によるオンライン開催(アーカイブを残すことも視野に入れる)

令和4年3月上旬に公開予定

4. 構成

シンポジウムの構成は下記の通り。

構成		内容	時間
1部	●シンポジウム挨拶	①自立支援協議会長よりシンポジウムの趣旨について挨拶	7分
		②世田谷区障害福祉部 須藤部長より	3分
	●烏山エリア協議会取組発	烏山エリア協議会として3年前に「住まい探しの支援」	10分

	表	について取り組んだ。具体的には不動産業者を含めた関係機関を呼び、意見交換を行った。その経過を発表する。	
	●地域移行部会取組発表	地域移行部会として今年度は居住支援についての取組みを検討中のため、その取組み経過も踏まえて発表する。	10分
2部	●当事者インタビュー (精神障害)	家探しをした際の苦労・不安についてインタビューを行う。	5分
	●当事者インタビュー (身体障害)		5分
	●世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課の方へのインタビュー	世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課の取組みについてのお話。 どんな制度や仕組みがあれば障害をお持ちの方でも部屋を借りやすくなるのか、インタビューから明らかにする。	5分
	★シンポジウム	1部および2部インタビューから見てきた現状を踏まえ、意見交換を行う。 ※ただ単に不動産会社に障害の理解を啓発するだけではなく、実際に不動産会社やオーナーさんが困っていることを明らかにする。 また、当事者・支援者側からも「何か工夫できることがないか」「どんな仕組みが必要なのか」などを検討するヒントを意見交換の内容から出すことを目指す。 【シンポジスト】 [司会]山本委員・酒井委員 [自立支援協議会] 鈴木会長 [不動産業者] (株)ハウザー 伊藤氏 [グループホーム] いちご Living 山口氏 [支援者] なかまっち 三木氏	20分
★まとめ挨拶	①世田谷区障害施策推進課 太田課長より		3分
	②自立支援協議会副会長よりまとめの挨拶		5分

構成●印については11月～12月に撮影予定

★印については2月に撮影予定

障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の状況					
令和3年4月1日～令和3年11月30日					
資料4-1					
1 件数	14件				
2、相談等の分類					
①相談対応内容					
区分	主訴	対応			
		件数	うち区に関わるもの (再掲)	割合	
1 不当な差別的取扱いについて	3	0	0	0.0%	
2 合理的配慮について	4	5	4	35.7%	
(内訳)					
2-1 物理的環境への配慮	0	0	0	0.0%	
2-2 意思疎通への配慮	2	4	3	28.6%	
2-3 ルール・慣行の柔軟な運用	2	1	1	7.1%	
3 環境整備について	3	3	2	21.4%	
4 その他の相談・問合せ	4	5	1	35.7%	
5 対応中(報告月末現在)	0	1	1	7.1%	
合計	14	14	8	100.0%	
②相談者の分類					
区分	件数	割合			
当事者	5	35.7%			
家族	4	28.6%			
当事者団体	0	0.0%			
区民	2	14.3%			
委託・指定管理者	1	7.1%			
民間事業者	0	0.0%			
区職員	2	14.3%			
不明・その他	0	0.0%			
合計	14	100.0%			
③障害特性					
区分	件数	割合			
視覚障害	1	7.1%			
聴覚障害	0	0.0%			
肢体不自由	3	21.4%			
内部障害	0	0.0%			
身体障害合計	4	28.6%			
重症心身障害	0	0.0%			
知的障害	2	14.3%			
発達障害	3	21.4%			
精神障害	4	28.6%			
高次脳機能障害	0	0.0%			
難病	1	7.1%			
不明・なし	0	0.0%			
合計	14	100%			
④相談等への対応状況					
区分	件数	割合			
1 差別解消法に基づく対応	5	35.7%			
(内訳)					
1-1 状況を確認し、対応方法について相手方と協議	0	0.0%			
1-2 担当所管に対応を依頼し、結果を確認	5	35.7%			
1-3 相談内容を傾聴し、相談者・関係機関に情報を提供	0	0.0%			
2 環境整備(傾聴・情報提供)	3	21.4%			
3 その他の相談・問い合わせ	5	35.7%			
(内訳)					
2-1 法律や区の体制、広報等について説明	1	7.1%			
2-2 保健福祉サービスに対する意見として対応	1	7.1%			
2-3 その他の意見として対応	3	21.4%			
2-4 匿名等により調査が出来なかったもの	0	0.0%			
4 対応中(報告月末現在)	1	7.1%			
合計	35	14			100.0%

資料 4-2

障害を理由とする差別に関する相談・問合せ及び対応の要旨					
令和3年4月1日～令和3年11月30日					
				14 件	
1 不当な差別的取扱いについての相談					
1-1 区に関する事				0 件	
1-2 他の行政機関に関する事				0 件	
1-3 民間事業者に関する事				0 件	
2 合理的配慮の提供についての相談					
2-1 物理的環境への配慮に関する事					
2-1-1 区に関する事				0 件	
2-1-2 他の行政機関に関する事				0 件	
2-1-3 民間事業者に関する事				0 件	
2-2 意思疎通の配慮に関する事					
2-2-1 区に関する事				3 件	
障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	
1	3.精神障害	1.当事者	職員の電話対応が悪い。自分は精神障害1級であると伝えた上で質問した。職員は「ここでお伝えすることはこれ以上ない」と繰り返し、やり取りの中で笑われたように思いつまると「笑っていないですよ、むしろ怒っているんです」との返答であった。上司に代わり丁寧に対応してくれたが、答えられないならどこに聞けばいいか教えてほしい。	所管係長から事情を聴取した。①職員はきちんと対応していたが、相手が激昂し係長に代わってくれと言われて自分が対応した。職員の非礼を詫言ひ対応し了解は得たと思っていた。②最初に対応した職員は『むしろ怒っている』とは発言していた。当職からは相手の言葉に乗って「怒っている」と伝えたことはよくないと伝え、冷静な接遇を求めた。係長は、後日係会等での事業を共有し、よりよい接遇のために職員の理解と協力を求めた。障害特性を理解し、当事者とのコミュニケーションを工夫するよう助言した。	
2	1.身体障害	4 肢体不自由	1.当事者	不在者投票所で職員の車いす介助が不十分(車いす足台を戻さない、ブレーキをせす立ち去る)で配慮が足りず困った。心身状況は個人違うので、本人にどのような介助が必要かを聞いてほしい。	担当課より相談者に、選挙従事職員の対応について確認した。本人にどのような介助が必要なのかを直接聞いてほしいとの話も伺った。配慮が出来ていなかったことについて謝罪した。担当課からは従事職員への説明会では障害者、高齢者への配慮について話しているが、今回の車いすへの対応は選挙従事だけの問題としてではなく、区職員として要配慮者へのスキルアップの観点からの要望として受け止めて頂く旨回答があったため、相談者にはその旨回答した。
3	1.身体障害	4 肢体不自由	7.区職員	当事者がカウンターで手続きをしていたところ、対応していた職員に隣の職員が「当事者をこちらに移ってもらって」と声をかけた。それを聞いた当事者が「自分を無視して、動かすのは不当だ」と主張した。後日、当事者が再来所し、健常者のために障害者を動かすのは不当と主張している。対応は差別にあたるか。	調査員が現地を視察し、所属長より状況を聴取した。当事者の意向を聞かずに問題解決をしようとしたことは差別にあたる。一方、当事者の強い要求で特別に対応していることが散見されたので、以下の助言を行った。①当事者の障害特性から生じる不自由については、意向を確認しつつ『合理的配慮』を行う。②一般の利用者として当然守るべきルールについては、毅然とした態度で接する。
2-2-2 他の行政機関に関する事				0	
2-2-3 民間事業者に関する事				1 件	
障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	
4	3.精神障害	1.当事者	現在住んでいるアパートの取り壊しの為、立ち退くことになった。生活保護受給者で精神障害者である。住まい探しをして来たが、4度家賃保証会社の審査で落とされた。落とされた理由は開示されないが生活保護、精神障害者だからではないか。	当事者がプラットフォーム世田谷の転宅支援を利用される予定。面談の際は生活保護の担当者も同席し、これまでの経過を踏まえつつ、どうすれば転宅が実現できるかを一緒に考えていく予定。後日経過確認した所、本人と同行する前に、自分で探したアパートと契約できたとの連絡を受け終了とした。	

2-3 ルール・慣行の柔軟な運用に関する事					
				1 件	
2-3-1 区に関する事				1 件	
障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	
5	4.発達障害	2.家族	小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)を令和3年度より2校設置されるが、地域に偏りがあり、通学が困難な状態である。特別支援学校と同様に、バスを巡回させる等、通学の手段を区で用意してほしい。	現在、特別支援学級(肢体)に在籍している児童・生徒については、車いすを使用しているなど身体的の困難さが非常に大きいことからスクールバスを運行している。その他の特別支援学級に在籍している児童・生徒は徒歩または公共交通機関を利用の上、保護者の方への送迎を依頼している。自閉症・情緒障害学級に在籍する児童・生徒も同様の扱いとしている。学級整備における地域の偏りがあることは十分認識しており、今後は自閉症・情緒障害特別支援学級の設置校数を増やす等対応を検討しながら少しでも通学しやすい環境を整え教育の保証を確保していく旨担当課より回答。	
2-3-2 他の行政機関に関する事				0 件	
2-3-3 民間事業所に関する事				0 件	
3 環境整備についての相談					
3-1-1 区に関する事				3 件	
障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	
6	1.身体障害	1 視覚障害	4.一般区民	施設の外階段の視覚障害者用の誘導ブロック(金属製の点鋸タイプ)が滑りやすいため、雨天時には危ない。改善してほしい。	施設は民間施設だったため、施設の管理組合に対し、住民からの要望を伝え、滑りにくい材質のものへ改修することを検討するよう要請した。
7	2.知的障害	2.家族	障害者のワクチン接種の接種会場を一般の方々と同じ会場ではなく、安心して受けられる場所を提供していただきたい。	現在、障害者が安心して接種していただけるよう、一人当たりの接種時間を長くする、落ち着かなくなった際に同伴の家族と一緒にサポートする職員を配置する、静かな部屋を別に設けるなどの配慮をした会場の設置を検討している。	
3-1-2 他の行政機関に関する事				1 件	
障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	
8	5.難病	2.家族	特定医療費(指定難病)受給者証の提示で受けられる割引サービスについて、東京都および世田谷区のHPで記載がなく、各施設に各自が問い合わせなくてはならない。施設の担当者がこの制度をしらない場合も多く問い合わせに時間と手間がかかる。公式ホームページを作してほしい。	世田谷区では、ホームページ『障害者のしおり 2020・2021』の配布についての中のPDFファイル8ページから11ページで周知している。また、いただいたご意見については、特定医療費(指定難病)受給者証を発行している東京都に情報提供した。世田谷美術館・文学館等を管轄しているせたがや文化財団とプラネタリウムを管轄する教育会館に情報提供して、特定医療費(指定難病)受給者証も身体障害者手帳等に準ずる取り扱いであることを確認したうえで、HPなどで周知徹底するように求めた。	
3-1-3 民間事業者に関する事				0 件	
4 その他についての相談					
4-1 区に関する事				5 件	
障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	
9	2.知的障害	4.一般区民	当該園児の保護者から「4月に転園する。先生には限りがあるため見られないと言われた」と聞いた。世田谷区として「圧力(と保護者が受け取ることを含む)」を容認しているのか?見解を聞きたい。	相談者には、園長が面談し、①転園については、当該園児の保護者からの申し出であること②転園を決める際に、園には相談がなかった。③配慮の必要な園児の在籍を拒んでいることはなく、必要ならば職員の加配もある。当該園児の保護者から相談があれば、当然その旨お伝えした。の3点を伝えた。園には、障害を理由としての排除の意図はなく、差別にあたらなため「その他」とする。	
4-2 他の行政機関に関する事				0 件	

4 その他についての相談				5 件	
4-1 区に関すること				1 件	
害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	
9	2.知的障害	4.一般区民	当該園児の保護者から「4月に転園する。先生には限りがあるため見られないと言われた」と聞いた。世田谷区として「圧力(と保護者が受け取ることを含む)」を容認しているのか?見解を聞きたい。	相談者には、園長が面談し、①転園については、該当園児の保護者からの申し出であること②転園を決める際に、園には相談がなかった。③配慮が必要な園児の在籍を拒んでいることはなく、必要ならば職員の加配もある。当該園児の保護者から相談があれば、当然その旨お伝えした。の3点を伝えた。園には、障害を理由としての排除の意図はなく、差別にあたらないため「その他」とする。	
4-2 他の行政機関に関すること				0 件	
4-3 民間事業者に関すること				4 件	
障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	
10	1.身体障害	4 肢体不自由	1.当事者	ヘルパーがコロナ禍であるにも関わらずマスクを着用しない。第3者がいる時など人の目がある時はマスクを着用する。ヘルパーには直接は言わずらい。担当ケースワーカーから事業所の責任者にヘルパーと特定せずに、事業所として職員全員にのマスク着用の徹底をするよう伝えてもらったがまだ未着用。	担当課に連絡した所、相談者はセルフプランで障害者サービスを利用して、相談者から担当ケースワーカーにヘルパーのマスク未着用への相談を受けていることを確認した。相談者からマスク未着用についてどうしたらよいかとの相談を受けている事を話し、事業所との調整を依頼した。担当ケースワーカーから本人の意向を聞きながら対応して行くとの返事を受け、その旨相談者に伝え了承を得た。
11	4.発達障害		7.区職員	認可保育施設の運営規則の中に不適切な部分があるとの指摘を受けて指導助言することになった。規則に「園児が発達障害と診断され、またはその恐れがあり、園生活や体育全般に支障があると判断される時は、退園していただく場合がある」との表記があり、「障害を理由とする不当な差別的取り扱い」として指摘できるか。	2020年度に第三者からの指摘により、担当課(相談者)が調査に入った。その際に運営規則を入手し、その中の文言について指導する際の助言を行った。①特定の疾患についての言及は、障害を理由とする排除が危惧される。②「体育全般に支障があると判断される」という文言は、園が一方向的に判断する恐れがある③合理的配慮についての言及がないという3点を指摘した。担当課より当該園に上記を伝え、改善案を文書で指導した。当該園は関係施設を含め運営規則の修正を行った。
12	4.発達障害		2.家族	家族から連絡。当事者は発達障害の成人。当事者がアパートの入居申し込みを不動産会社にしたが家賃保証会社から事前に不動産会社に連絡があり、低所得の他に勤務先が特例子会社で障害者枠が9割の会社なので審査は通らない、親名義に変えられないかと言われた旨当事者に連絡があった。	当事者と不動産会社との話が、当事者の気持ちをどこまで伝えたかが心もとないとの事だったので、まずは当事者の気持ちと、区に相談していること、区から家賃保証会社に連絡できることを不動産会社に伝えるように依頼した。その後、家賃保証会社の審査結果があり不可であった旨報告があった。不可内容は開示されず、不動産会社から家賃保証会社に連絡することもできないこともあり、不動産会社からは審査が厳しくない家賃保証会社もあるので一緒に探すように言われているとのこと。当事者から契約できる違う物件を探すことになり、不動産会社に区から連絡することは望まないとのことで終了とした。
13	3.精神障害		1.当事者	自分は精神障害者手帳2級である。先月から資格を取得するために職業訓練校にハローワークの紹介で通い始めた。入学の時にも、障害があることを告げ、差し支えないとの話だった。しかし、障害を理由に、クラスメイトや講師から、いやがらせや無視を受けている。耐えられず、退校を検討している。障害を理由に受けている差別なので相談した。	本件はハローワークの紹介による職業訓練校での事案であり、相談者はハローワークにも同様の訴えを行い、当該事業所への調査と指導が始まっているとのこと。当事者の訴えについては、ハローワークと地域の保健福祉センターと情報共有するとともに、相談者には、ハローワークの調査と指導が始まっていることや障害を理由とした排除にはあたらないため、相談の対象外である旨伝え了承を得た。
4-4 個人その他に関すること				1 件	
対応中				1 件	
障害種別	障害内容	相談者	相談要旨	対応要旨	
14	3.精神障害		5.委託・指定管理事業者	当事者は、精神障害者で主に摂食障害がある。昔の経験から男性に強い拒否感を持っている。今回コロナ禍で失職し1年くらい仕事をしていない。預貯金も使い果たし困窮したため、生活保護の申請を行った。初回相談面接をしたのは女性だったが、地区担当は男性だということで紹介があった。当事者は、成育歴の中で、男性に強い恐怖心と拒否感があり、自宅を訪問されるといことで、パニックになっている。相談者は、当事者からの相談をうけ、相手方へ担当者の変更等配慮をお願いしたが、できないとの返答のみである。	

研修・出前講座の実施状況						資料4-3
研修名	実施主体	対象者	受講人数	実施日	場所	
1 障害者差別解消に向けた世田谷区の取り組み「ヘルプを求めるために必要なこと」	世田谷区手をつなぐ親の会	手をつなぐ親の会会員(知的障害者当事者家族)	100名程度	5月7日(金)	手をつなぐ親の会事務所からオンライン方式	
2 第1回障害児通所支援事業所連絡会「障害者差別解消法を知ろう」及び取組状況	世田谷区障害保健福祉課	障害児通所支援事業所	53事業所	7月13日(火)	世田谷区プライトホールからオンライン方式	
3 障害者差別解消法 一困った子は困っている子	成城地区青少年補導連絡会	成城地区青少年補導連絡会委員		中止	資料配布	
4 ひとりひとりに寄り添う接客とは「障害の社会モデル」の理解	世田谷サービス公社	2020年6月から2021年4月30日に入社した社員	174名	10月7日(木) 10月8日(金) 10月11日(月)	7日・8日 玉川区民会館 11日 成城ホール	
5 世田谷区採用1年目、技能1年目(後期)「障害福祉体験」研修	世田谷区総務部研修担当課	採用1年目、技能1年目職員	310名程度	10月13日、27日 11月19日、24日 26日、29日、30日 12月21日、23日 24日 計10日	世田谷区教育センター	
実施予定						
障害者差別解消研修	世田谷区総務部研修担当課(共催)	世田谷区職員	25名程度			
出前講座についての紹介		民生児童委員正副会長	82名			

世田谷エリア自立支援協議会「将来の生活に関するアンケート」から見えてきたこと

資料5-1



回答数
 <全体>
 ◆回答数：260
 ◆回収率：160
 ◆回収率：62%
 <内容>
 ◆ご本人：95
 ◆ご家族：65
 ◆回収率：62%

可視化データ
 ◆お住まいの地域
 ◆お住まいの地域
 ◆お住まいの地域
 ◆お住まいの地域
 ◆お住まいの地域

<相談したい内容>

項目	ご本人	ご家族	割合
将来の生活環境について不安を感じているのか(本人)	79%	88%	84%
食生活や生活環境について不安を感じているのか(本人)	80%	88%	84%

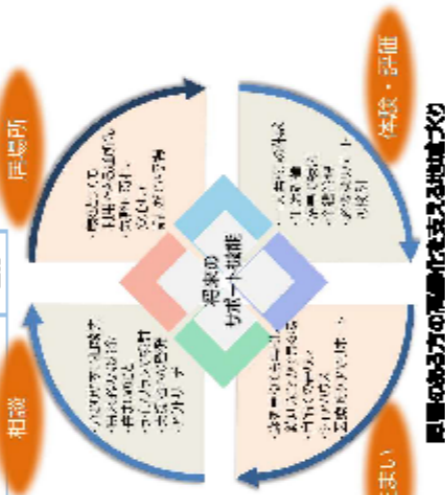
<相談先>

項目	ご本人	ご家族	割合
心身障害者福祉センター	80%	88%	84%
主務課	80%	88%	84%
社会福祉協議会	80%	88%	84%
関係する事業者	80%	88%	84%
その他	80%	88%	84%

<不安を感じていること>
 ○将来の生活環境について不安を感じていること
 ○お金の心配、医療費の心配、介護費の心配、ひきこもり生活の心配
 ○生活環境の改善が難しいこと、相談先がわからないこと

<本人が知りたいこと>
 ○将来の生活環境について不安を感じていること
 ○お金の心配、医療費の心配、介護費の心配、ひきこもり生活の心配
 ○生活環境の改善が難しいこと、相談先がわからないこと

必要とされているもの
 ○生活環境の改善が難しいこと、相談先がわからないこと
 ○お金の心配、医療費の心配、介護費の心配、ひきこもり生活の心配
 ○生活環境の改善が難しいこと、相談先がわからないこと



[3] 各エリア自立支援協議会・専門部会・ワーキンググループ活動報告

① 《世田谷エリア自立支援協議会》

1. 令和3年度年間活動報告

令和3年度、世田谷エリア自立支援協議会では「障害のある方が歳を重ねたとき、希望をもって生活できることを共に考える」ことをエリアテーマとし、障害のある方、その家族の声に耳を傾けるための取り組みを行ってきた。

また「将来に向けた相談につながるため有効な取り組みを考える」ことを重点項目とし、障害のある方とご家族、また支援者も含め、将来に向けた相談につなげるために何が必要かを協議してきた。

① 障害のある方とご家族に向けたアンケート調査「将来の生活に関するアンケート」の実施⇒
 障害当事者や家族が、将来の生活について不安に思っていることを聞き取り、相談につながるために必要な資源や仕組みの情報を収集するためのアンケートを行った。

② ホームページ「Souhou そうほう」制作
 ⇒コロナ禍において、情報が届きにくい状況にある障害当事者、家族、支援者にとっても、地域の福祉情報を分かりやすく取得できるツールの一つとしてホームページを制作した。

③ 地域ケア連絡会（高齢者分野の地域連絡会議）との合同企画
 「障害のある方が歳を重ねた時、今利用しているサービスはどうなるの？」の開催
 ⇒障害のある方とご家族向けの講演、支援者向けの講演と2回に分けて開催した。障害のある方や家族が将来の生活に向け考えていかなければいけないこと、また、かかわる支援者が、障害・高齢の垣根を越え、横のつながりを作っていく必要性を共に学んだ。

2. 令和3年度実施結果

① 障害のある方とご家族に向けたアンケート調査「将来の生活に関するアンケート」
 世田谷エリア自立支援協議会の運営委員がかかわっている障害当事者とご家族の方を中心にアンケートを実施し、障害当事者95名、ご家族65名から回答をいただいた。
 アンケートは、主に、お金、住まい、日中活動、医療、相談先に対する不安や思いを聞きとる質問で構成した。結果、障害当事者の不安と家族の不安の違いが見えてきた。
 また、将来の生活のために地域に必要な4つのカテゴリーを整理することができた。
 <結果概要：別紙参照>

② ホームページ「Souhou そうほう」制作
 エリア協議会とぼーとせたがやの共同運営でホームページ「Souhou そうほう」を制作中。
 令和3年度は、事業所検索機能「みつけるん」の稼働に取り組んだ。
 「みつけるん」の主な機能
 (1) 希望から事業所を検索できる機能 (図1)
 (2) 目的から条件に合う事業所を検索できる機能 (図2)



支援者が障害当事者や家族と一緒に検索する利用方法も想定し、双方にとって分かりやすいページ構成にした。

① 《世田谷エリア自立支援協議会》(つづき)

③ 地域ケア連絡会との合同企画

講演会「障害のある方が歳を重ねた時、今利用しているサービスはどうなるの？」

講師：日本福祉大学 福祉経営学部教授 綿祐二氏

“障害をお持ちの方・ご家族向け”と、“支援者向け”の2回の講演をオンライン（zoom）で行い、年齢を重ねるごとの課題に対し、今から取り組めることを学んだ。支援者向けの講演では、事例を通して参加者が意見交換した。

合わせて70名ほどが参加した。

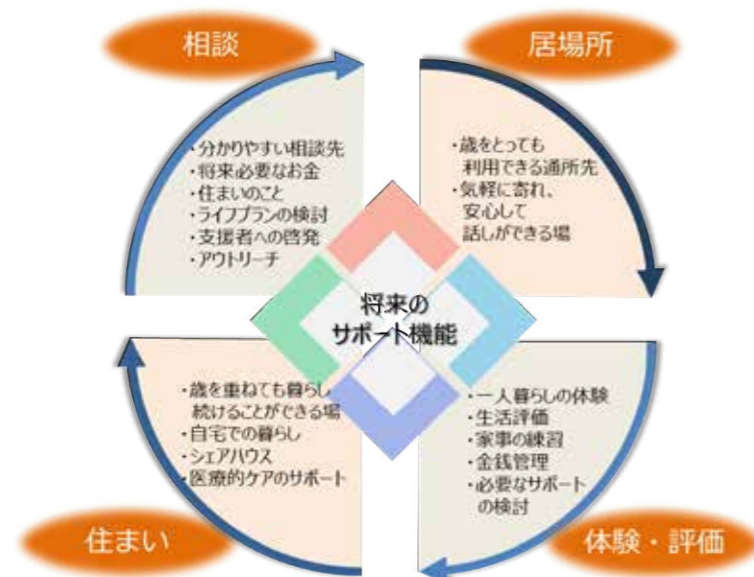
3. 実施結果から見えてきたこと

「将来の生活に関するアンケート」の結果から、歳を重ねた障害当事者や家族をサポートするために、地域にどのような機能や取り組みが必要か見えてきた。機能は「相談」「居場所」「体験・評価」「住まい」という4つに分かれる。右図は、一つ一つの機能はつながっており、それぞれの機能を充実させることで、地域全体のサポート機能が充実していくというサイクルを示している。

地域のなかでサポート機能を循環させるために、いま不足している資源や仕組みを検討していくことは必要である。また、足りないものを補うことを障害当事者、家族、地域の支援者と共に考えていくことで、“障害のある方が希望をもって生活できること”につながっていくと考える。

地域ケア連絡会との合同企画では、障害当事者と家族は将来の生活における具体的な課題を知り、今からできることを考える機会となったことが、終了後のアンケートからも読み取れた。支援者にとっても、かわりのある方々の変化に気づくこと、相談につなげていくことの大切さを学び、障害と高齢分野の支援者の横のつながりをつくるための機会となった。次回は、支援者と障害当事者・家族が共に学び、意見交換することで、お互いの声を聞きながら考えを深める機会となるのではないか、という意見も出されている。

障害当事者、家族へのアンケート、ホームページによる情報発信、合同企画において障害、高齢の垣根なく共に学び、考える機会を通し、新しい資源を作るばかりでなく、今ある資源を有効活用させることを学んだ。また、障害当事者を含む障害支援にかかわる人たちが、お互い考え、学び、支えあっていくことの大切さが見えてきた。次年度は、見えてきたことを紡いでいく作業を行ってきたい。



② 《北沢エリア自立支援協議会》

1. 令和3年度年間活動報告

<運営会議>

令和3年度の運営会議は毎月1回の活動として、合計12回すべてオンラインで開催した。オンライン会議の環境が整っていないエリア運営委員は、ぽーときたざわ（事務局）へ来所をして会議に参加した。

運営委員の構成は、当事者家族、障害福祉サービス事業者、指定特定相談支援事業所、子育て支援事業所、地区社会福祉協議会、商店街関係者（事務局は除く）などで運営しているが、年度の途中から新たに2つの事業所も加わるようになった（うち一つは「あんしんすこやかセンター」の参加）。

北沢エリア運営委員会では、当事者やその家族からの視点を大切に、「誰もが住みやすい地域」に関する課題について、障害福祉の観点に拘らずに話し合いを行っている。

2. 令和3年度実施結果

<全体会>

昨年度に引き続き、今年度も新型コロナウイルス感染症対策の観点から、全体会の開催は見送ることとした。

<令和3年度の活動>

今年度も全体会の開催を中止したため、直接的な交流の場を設けることが出来ず、話し合い中心の活動であった。

その中で毎月行った運営会議では、引き続き「北沢地域をもっと住みやすい街にしよう～あったらいいな、こんな商店街を実現しよう～」をテーマに、昨年度から話し合い続けた「エリアの活動を外部に発信していくこと」「ステッカーの周知と配布の下準備」を実際に行っていくことを目指した。

今年度初期には、「北沢エリア自立支援協議会とは」と題したYouTube動画第1弾を作成して、チャンネルを開設。また、ステッカーのキャラクター名称を「うえるかもんくん」と決定し、完成したステッカーと配布用チラシを持って、山下商店街理事長へ北沢エリア自立支援協議会の活動趣旨をお伝えして、同商店街へのステッカーの趣旨説明および本活動へのご協力を依頼した。

今年度後半からは、YouTubeチャンネル第2弾以降の内容について議論し、北沢エリア運営委員が所属する法人等の事業説明も含めたフリートーク動画を、リレー方式で配信していく予定で進めていくことになった。実際に動画第2弾の撮影まで行ったのだが、新たな課題として肖像権などの問題が浮上したため、配信を延期することとした。

そうした中で、今後の活動について再確認をして、令和4年度の方向性を示した。

- ①商店街をベースにしつつも、街全体にステッカーを浸透させるための普及活動を継続していく。
- ②エリア活動（例えば全体会など）を知ってもらうためにYouTubeチャンネルを活用していく。
- ③「住みやすい街づくり」への実現に向けてかせないものの一つに「合理的配慮」があり、運営委員も含めて理解することが必要。
- ④③を軸として、令和4年度の成果目標を掲げて実行する。

以上のような内容を取り決め、新たな活動へと繋げていくこととした。

② 《北沢エリア自立支援協議会》(つづき)

【参考資料】

ステッカー キャラクター名「うえるかもんくん」



YouTube 「北沢エリア自立支援協議会とは」



② 《北沢エリア自立支援協議会》(つづき)

誰でもうえるかもん

僕は自立支援協議会 北沢地区のマスコット
「うえるかもんくん」です。
北沢地区をもっと住みやすい街にしようと
誕生しました！困った事があつたら遠慮なく
お声掛けください！

心の距離を解消するために

たとえば
『車椅子でお店に入ると迷惑かもしれない・・・』
『ベビーカーだと邪魔かな？』
『杖をついていると気を遣わせるのが申し訳ないな・・・』
『会話が苦手だけど大丈夫かな』
その他、様々な不安ごとを考えて入りたい気持ちに
ストップをかけてしまう。
その心の距離を解消したいと考えています。

君のお手伝いが
したいんだ！

このステッカーを貼ることにより
「誰でも うえるかもん」
という心の表現をしてくださいませんか？

障害の有無に関わらず
誰もが住み慣れた地域で
自分らしい生活を
安心して継続できる
社会の実現を目指して

youtube チャンネル 『うえるかもんくん』 情報発信します！

みんなで
参加型

② 《北沢エリア自立支援協議会》(つづき)

3. 実施結果から見えてきたこと

今年度の途中から事務局運営の主担当を変更したこともあり、円滑な運営会議ができなかった。事務局主担当も含めて運営委員のメンバー交代もされていく中で、長きにわたり継続されている活動に対して、理解が追いつけない方も出ているといった問題が見えてきた。現時点での活動は、どのような流れで今に行きついたのか、その道筋が明確に見えていない中から話し合いの場に参加しても、活動の意味を本質的に見出せないまま、活動だけが進んで行く状態に陥ってしまう。さらにオンライン開催も加わったことで、運営委員として所属歴の長い方々に頼ってしまうところが出てしまっていた。

よって、参加する運営委員の足並みを揃えていくことを目的に、映像(YouTubeなど)を使った「北沢エリア自立支援協議会の歩み」なるものを制作して、新メンバーへ歴史をつないでいく試みを進めていく予定である。

4. その他

今年度の終盤には、「令和4年度に向けて」と題して運営委員の思いを募り、コロナ禍で中止していた「全体会の開催」と「対面式での運営会議」を実現させることで話がまとまった。新年度1回目に行う運営会議を対面式にて行うことで決定し、その会議で全体会の実現に向けて話し合いを行うこととした。

③ 《玉川エリア自立支援協議会》

1. 令和3年度年間活動報告

- 運営会議：毎月第4週の火曜日16時～17時30分、計11回開催した。8月はオリンピックのため休止とした。会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Zoomによるリモート開催がメインで開催した。
- 前年度から引き続き「親なき後の生活を地域でどうやって支えるか」テーマをもとに、「障害のある方が玉川地域で安心して暮らしていくための仕組み作り」の検討を進めた。

2. 令和3年度実施結果

- アンケート
8月に支援者向けにアンケートを実施。70件の回答があった。(資料1～2参照)
- 勉強会
12月14日(火)午後4時～5時30分 参加者：17名
『介護保険に関する講演「障害福祉から高齢福祉へ」』
用賀あんしんすこやかセンター 花尾 主任ケアマネ
二子玉川あんしんすこやかセンター 竹中センター長、大沼 保健師
を講師に招いて開催した。
介護保険制度の目的や認定の流れ、また障害福祉サービスと介護保険サービスの違いについて、解りやすく解説して頂きました。障害者の高齢化に伴い、介護保険へ移行に伴う様々な問題点や考慮しなければならない事を学ぶことができた。
- 講演会
1月25日(火)午後5時～6時30分 参加者：24名
『高齢化に伴って発症しやすい精神疾患に関する講演』
医療法人社団創福会ふくろうクリニック等々力 山口 潔先生
を講師に招いて開催した。
高齢化に伴って発症しやすい精神疾患とその対処方法について、地域医療での取り組みを学ぶことが出来た。医療分野での利用者本人や支援者へのアプローチ方法は福祉分野でも適用できるので、障害のある方が高齢になるにあたっての支援に関するアイデアとヒントが得られた。

3. 令和3年度の実施結果から見えてきたこと

- アンケートを通じて、障害のある方が高齢になった時に様々な問題がある事がわかった。(資料2参照)
- 知的障害者や精神障害者が高齢化した時に受け入れてもらえる場所が無い。また、利用したいサービス、自分にあったサービスがなかなか見つからないことがわかった。
- 障害福祉サービスと介護保険サービス、どちらの相談にも答えられるコーディネーターが少ないことがわかった。
- 当事者だけでなく、支援者側も、情報共有不足や福祉資源が見つからない事など、困っていることがわかった。
- アンケートや勉強会を通じて、障害のある方が安心して65才を迎えるにあたっては、あんしんすこやかセンターや高齢福祉分野とのネットワークと連携の必要性が見えてきた。
- Zoomに慣れてきてはいるが、もっと自由活発な意見を交換する為には、対面での会議の必要性が感じられた。

③ 《玉川エリア自立支援協議会》（つづき）

4. その他

- 令和4年度も引き続き、「障害のある方が玉川地域で安心して暮らしていくための仕組み作り」のテーマに基づいて、各施設・事業所における現状の取り組みを運営会議で検討する。また、アンケートでの今回のテーマ意見まとめ、それを元に色々な課題を解決していくにはどうしていくのか、議論を深めていきたい。
- 運営会議において各施設・事業所の発表と意見交換により、テーマに対しての理解を深め、玉川エリアにおける取り組みを検討し、勉強会・研修会の内容を検討する。
- 運営委員だけでなく、多職種連携・地域密着として、色々な方を集めてワールドカフェを実施し、関係性を作りつつ、議論を深めていきたい。
- テーマに対する活動経過や施策として取り組んで欲しいことなどを世田谷区自立支援協議会運営会議で報告する。

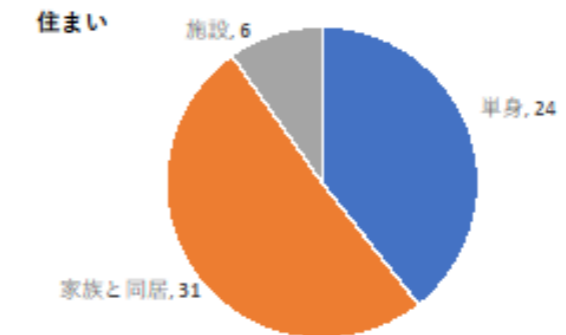
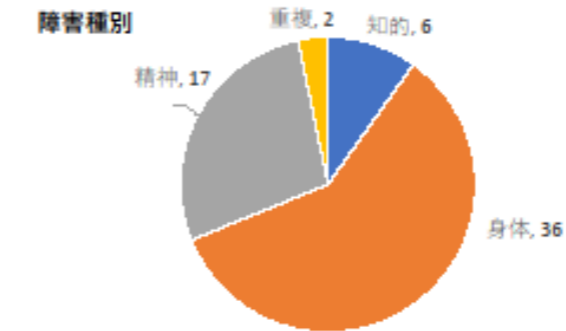
③ 《玉川エリア自立支援協議会》（つづき）

資料 1

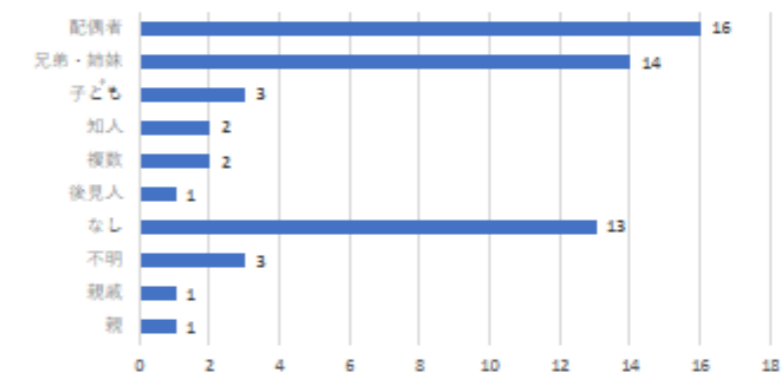
資料1：アンケートの統計結果について

今年度実施したアンケート内容の数的分析結果のまとめ

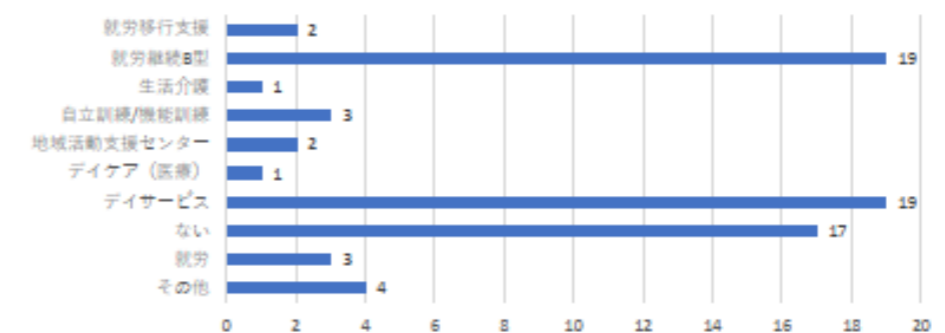
総数 70件
 障害分野：26、ケアマネ：25、介護保険分野：1、あんしんすこやかセンター：1
 年齢 平均64.3歳（65歳以下47件、65歳以上33件）
 男女比 男性36件、女性25件



キーパーソン



通所・就労

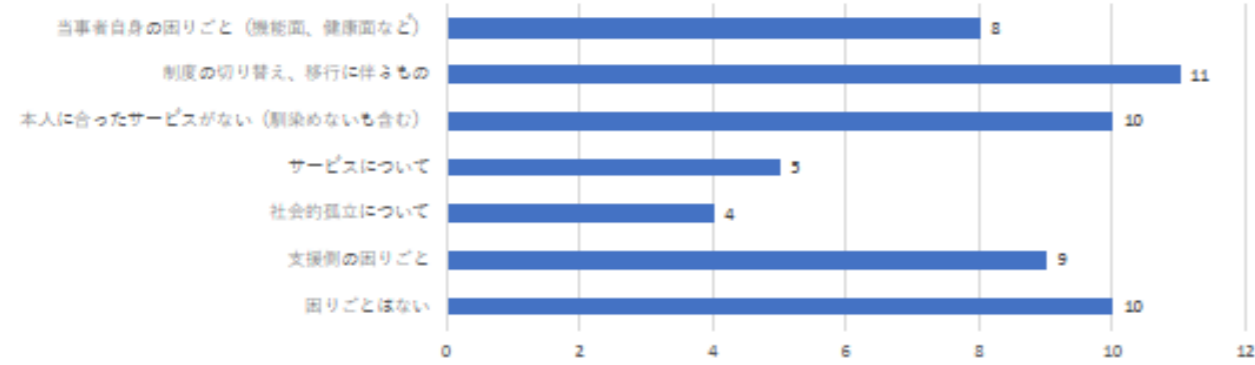


③ 《玉川エリア自立支援協議会》（つづき）

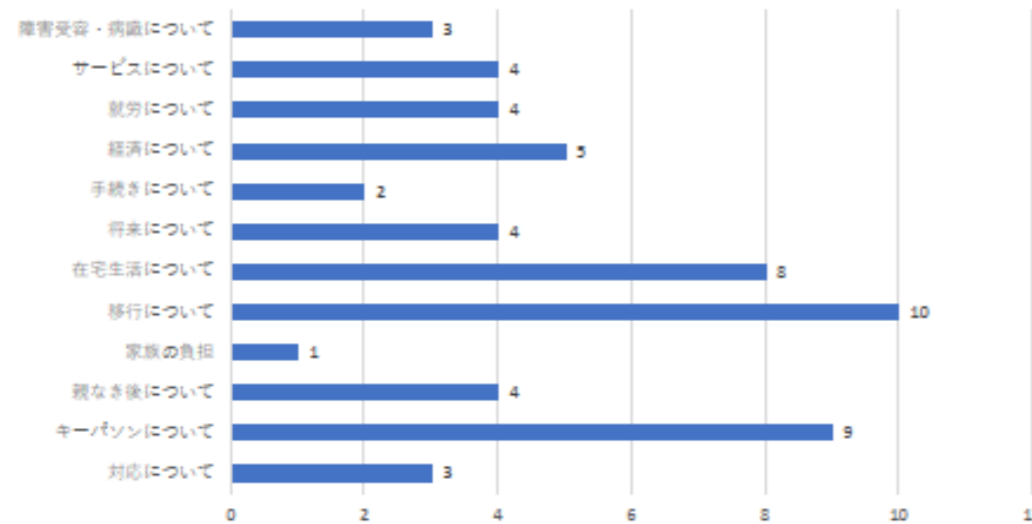
資料 2

資料2：不安・困りごとについて

問3 60代障害の方の支援で、現時点で困っていたり難しく感じていること



問4 将来の事で60代の障害のある方が訴えている不安や支援者として不安に感じること、難しく感じる事



④ 《砧エリア自立支援協議会》

1. 令和3年度年間活動報告

年間テーマを「WITH コロナ× WITH きぬた」とし、新型コロナウイルスの流行による影響やコロナ禍で学んだこと、アフターコロナに向けての動きなどについて活動した。毎月の運営会議においては、5月以降対面での会議は開催できず、WEBでの開催であった。砧エリア自立支援協議会では、コロナ感染症の拡大により、完全オンラインでの開催となったが、有意義な時間とすることができ、今後の協議会の開催方法について、新たな視点を獲得することができた。

また、昨年度まで実施してきた『障害者への診療対応および診療支援に関するアンケート報告書（令和3年4月発行）』に関して、せたがや福社區民学会での発表を通して、周知を行うことができた。

2. 令和3年度実施結果

- (1) 砧エリア自立支援協議会運営会議は、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み、4月はオンラインと対面によるハイブリット開催、5月以降はオンラインにて開催した。
- (2) 年度の初めの運営会議にて、運営委員の入れ替わりがあっても円滑な活動ができるよう、自立支援協議会の機能および趣旨を確認する機会を設けて共通理解を深めた。
- (3) 令和元年度に砧エリアの医療関係者に対して実施したアンケート調査結果を元に作成した、『障害者への診療対応および診療支援に関するアンケート報告書（令和3年4月発行）』に関して、協議会以外の場においても周知することを目的とし、せたがや福社區民学会 第13回大会発表に参加し、オンラインによる事例発表（発表要旨および動画作成）を行った。

(4) 砧エリア自立支援協議会の開催

開催日時：11月17日（水）17時30分～19時30分（オンライン開催）

テーマ：『WITH コロナ× WITH きぬた』

参加者：53名

内容：新型コロナウイルス感染予防の観点から、初のオンラインによる開催を行った。

1. 事業所発表：コロナ禍における事業所の取り組みについて

世田谷区砧地域社会福祉協議会事務所、TAKUMI相談支援センター世田谷、友愛十字会の三事業所から、コロナ禍における様々な支援の取り組み、事業所の現状や困りごと、事業継続にあたっての工夫や感染予防対策などについての発表を行った。

2. トークセッション：WITH コロナ× WITH きぬた

コロナ禍での困りごとや、令和2年度に比べて変わったこと、現場での対応や感染症対策、今後に向けて取り組んでいきたいことなどのテーマについて、小グループに分かれて情報共有や意見交換を行った。

3. 実施結果から見てきたこと

- コロナ対策について、様々な事業所や地域社会福祉協議会からの発表を通して、新たな発見や共感をすることができた。今後、コロナ禍での各事業等の取り組みや好事例の共有が課題となっており、その周知方法について検討をしていく。

④ 《砧エリア自立支援協議会》（つづき）

- 砧エリア自立支援協議会の実施については、対面での開催方法を模索していたが、コロナウイルス感染拡大により、完全オンラインでの開催へと変更した。その中でも、グループワークの実施や各事業所等の取り組みの共有など有意義な時間とすることができた。今後のエリア協議会の開催方法について、オンライン開催という新たな手段を得ることができた。

4. その他

令和4年度以降の活動について

- 令和4年度から3カ年計画を立て、『きぬたの防災～横のつながりをつくる～』をテーマに取り組んでいく。自助・共助・公助の観点から、1年ごとに砧エリア自立支援協議会本会にて地域に成果のフィードバック等を行っていく。

⑤ 《烏山エリア自立支援協議会》

1. 令和3年度年間活動報告

3カ年計画に沿った「居場所の情報提供」に向け取り組んでいる。昨年度の居場所の実態把握をもとに、支援者や当事者に情報提供できるグーグルマップの作成にむけて取り組んだ。まずは運営委員の事業所や区立施設等のフォーマルな居場所から掲載することとなった。

2. 令和3年度実施結果

QRコードから簡単にマップを閲覧出来るようにして、愛称を「からすのやまっぷ ～居場所はここよ～」に決定。

掲載協力を得られるようにチラシを作成し、チラシを持参してマップ掲載の協力を求めた。マップには事業所の紹介文も掲載出来るようになっており、一目でどのような居場所があるか分かり易いものを作成した。

運営委員の協力や理解により、マップ作成がスムーズに進行した。

今後、掲載範囲をどこまで拡大していくか課題もあるが、当初の目標は達成できた。

3. 実施結果から見えてきたこと

掲載協力を求めた際に、区立施設等にエリア自立支援協議会の存在が浸透しておらず、所管への問合せを求められることがあり、エリア自立支援協議会活動の理解が課題となった。紹介文の掲載に協力的な事業所が予想以上に多く、今後の活動に期待がもたれた。

4. その他

持続可能な取り組みとなるよう、更なる検討やブラッシュアップが必要である。

⑥ 《地域移行部会》

1. 令和3年度年間活動報告

【世田谷区地域移行部会で認識している課題について】

- 550名を超える区民の長期入院への支援に対して、地域移行に取り組む区内指定一般相談支援事業所の数が少ない（10事業所）うえに支援を実施する事業所の数としての稼働率も極めて低い。長期入院者の多くは区外精神科病院にいるため、支援にあたって時間・交通費等の経費がかかる。たとえ支援者側に課題認識があったとしても小規模で運営している相談支援事業所は支援をすることが難しい。（事業所の継続運営や恒常的な人員不足が課題）
- 地域移行の促進のためには、当事者への動機付け支援は不可欠であるが、地域支援者側も、地域の支援をもっと具体的に説明できるように、情報共有するための仕掛けが必要である。
- 長期入院患者に関する入院状況や退院意欲などについて、実態把握を定期的に行う必要が有る。

【地域移行部会での取り組み】

このような状況を踏まえ、地域移行部会では下記のアクションプランの下、取り組みを進めている。

①『誰でも』地域移行部会の開催（年1回程度）

- ・いろいろな方々に、地域移行に関わってもらえるような試みを実施する。まずは、いろいろな方々にお声をかけ、地域移行部会に参加していただいて、一緒に考えていく。

②区内病院での地域移行部会の開催（年1回程度）

- ・身近な医療機関との連携の強化のため、普段なかなか地域の会議に参加できない医師、看護師、作業療法士等、多くの病院のスタッフの方々と、一緒に地域移行について考えていく。

③地域移行部会として、世田谷区から距離のある病院へ出向く。（年1回程度）

- ・遠方で、世田谷区民の方が入院されている病院へ出向いての地域移行部会。病院見学や出来るだけ多くの病院スタッフと話し合い、地域移行について考えていく。

④ニード調査を実施していきたい。

- ・病院へのアンケート調査の実施。（令和元年度実施）

⑤居住支援部門との連携（新規）

- ・居住支援法人や協力不動産店との意見交換やお互いに連携できることを話し合い、住まいに関する関係者と協力・連携できる環境を整備する。また、安定した地域生活を実現している精神障害者の事例等を、不動産団体向けのセミナー開催やPR動画の作成等により周知することで、住まいの確保支援の取り組みを進めていく。

⑥ピアサポーターとの連携（新規）

- ・病院訪問支援事業に従事しているピアサポーターを中心に、当事者の方に部会や運営委員会に参加していただき、一緒に世田谷区の地域移行について考え、取り組んでいく。

⑦長期入院を生まないための地域移行・地域定着の検討（新規）

- ・長期入院の解消のためには、新たな長期入院者を生まないための方策も重要と考える。地域移行時や地域生活を継続する際の現場の課題やその解決の方向性を探るために、地域移行部会の下に検討チームを設けてテーマごとに複数年かけて検討を進めていく。

2. 令和3年度実施結果

①『誰でも』地域移行部会の開催

「精神科病院へ入院している区民が、退院後、地域で安心して暮らすために、自分たちは何ができるか。」をテーマとし、令和2年度から新たに実施している長期入院者への病院訪問事業の実践例、地域で暮らしている精神科病院入院経験のある方々のお話、精神科病院を退院し

⑥ 《地域移行部会》（つづき）

た方に対して地域での暮らしを支えている方々からのお話をお届けした。

日時：令和4年2月22日（木）午後

方法：オンライン開催

参加人数：63名（当事者、高齢・障害福祉支援者、行政、病院関係、居住支援関係、民生委員、区民後見人等）＋地域移行部会メンバー

内容：・長期入院者に係る現状と課題

・長期入院者への病院訪問事業の紹介と具体的な実践例

・地域で暮らしている精神科病院入院経験のある方々のお話

・精神科病院を退院した方に対して地域での暮らしを支えている方々からのお話

⑤居住支援部門との連携（新規）

- ・せたがや福祉区民学会第13回大会にて取り組み事例発表

「精神障害者の住まいの確保」をテーマにトラストまちづくり職員が取り組み事例を発表した。（令和4年2月19日から令和4年3月18日の間、せたがや福祉区民学会ホームページに掲載。）

内容：世田谷区内の福祉関係者、行政関係者、区民等が参加するせたがや福祉区民学会において「精神障害者の住まいの確保」をテーマとした論文を発表し、財団における居住支援の取り組みについて発表した。

①精神障害当事者、②不動産店、③医療・福祉関係者、④居場所づくりの支援と、それぞれに対する支援活動について報告した。そして、財団の中間支援組織として持つ機能を活かしながら、福祉・医療、不動産、地域それぞれの相互理解を促進し、円滑に連携するためのネットワークづくりを今後も重要課題として取り組むことについて述べた。

- ・居住支援セミナーへの登壇

令和3年10月26日（火）に不動産管理者やオーナー向けに開催された居住支援協議会セミナーに、精神障害者の長期入院者への地域移行に係る課題の抽出や解決策を提言する「自立支援協議会地域移行部会」として登壇した。

内容：障害者の住まいの確保に携わっていただいている不動産管理会社の方や不動産オーナーの皆様、①地域共生社会の実現に向けた法整備の状況、②社会的入院を知ってもらうこと、③地域資源を組み合わせながら安定した地域生活を実現している事例の紹介を通じて、まずは知ってもらうこと、何か一つでも聴講者の方のこころに残り、感じてもらえるきっかけづくりを目的として実施した。

参加者：45名（うち、不動産関係者22名）

⑥ 《地域移行部会》（つづき）

⑥ピアサポーターとの連携（新規）

病院訪問支援事業でのピアサポーターの養成が修了した。そのうち、1名が誰でも地域移行部会に登壇し、自身のこれまでの人生や感じてきたこと、地域での暮らしぶりや今後の希望などを語っていただいた。

⑦長期入院を生まないための地域移行・地域定着の検討

・【テーマ1】短期間の入院での『地域移行』についての検討

これまでの地域移行部会の取り組みで得られた情報を踏まえると、当事者や保健・医療・福祉の支援者が地域移行（退院）の見通しが立った際に一番困るケースは、「入院時からキーパーソンが不在の時」であり、この課題の解消が円滑な地域移行の肝となるという仮説に立っている。

令和3年度は、地域移行時の関係者（例：地域の支援者、区内病院SW、行政）の内、昭和大学附属烏山病院（世田谷区）、成仁病院（足立区）でのヒヤリング実施し、現状把握を開始した。

・【テーマ2】適切な介入による『地域定着』についての検討

地域生活拠点ippuku（中野区）、工房風（新宿）、昭和大学附属烏山病院（世田谷区）、わかき福祉会（八王子市）でのヒヤリングを実施した。緊急時対応、緊急一時保護の現状についての把握を行い、地域の関係機関として実施可能な緊急時対応、緊急一時保護のとらえ方、対象事例のあぶりだしを目的とした。

・【テーマ3】高齢者の地域移行・地域定着についての検討

令和元年度に実施した長期入院者のアンケート調査では65歳以上の区民は368人中229人で全体の6割を占めていることが分かっている。65歳以上の区民の地域移行を進めるためには、介護保険サービスの利用を想定する必要がある、患者の年代を踏まえた地域の支援チームの検討が必要である。そこで、令和3年度は、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）を訪問し、①地域移行部会アクションプラン、取り組みの趣旨の説明、②関係づくり、③意見交換の機会を設け、様々な意見をいただいた。

3. 令和3年度の実施結果から見えてきたこと

（1）誰でも地域移行部会

参加者に向けたアンケートでは、「とても良かった」「良かった」が全体の90%近くとなり、大変好評を得た。あんしんすこやかセンターからの参加者が12名となり、65歳以上の高齢者が長期入院者の約6割という実態に対して課題認識を持つスタッフが増加してきたことが伺える。オンライン開催が功を奏し、初めて参加される方も多く、地域の支援者のすそ野を拡げる取り組みとして成果を挙げることができた。

（2）居住支援部門との連携

作成した動画の活用等により周知を継続し、引き続き住まいの確保支援に取り組みたい。

（3）長期入院を生まないための地域移行・地域定着の検討

・【テーマ1】短期間の入院での『地域移行』についての検討

令和4年度は、令和3年度に行ったヒヤリングをもとにさらなる現状把握と課題出しを行う。また、都事業地域移行コーディネーターの協力やその他、協力関係を持てる関係機関を広げる取り組みを進めたい。

・【テーマ2】適切な介入による『地域定着』についての検討

実施例が少ないため、令和4年度には、さらにヒヤリングを進めるとともに、役割分担などの仮説を作成したうえで、検証を行っていききたい。

⑥ 《地域移行部会》（つづき）

・【テーマ3】高齢者の地域移行・地域定着についての検討

令和4年度は、運営委員が講師となり、あんすこスキルアップ会議で高齢者の地域移行についての研修を行い、できるだけ多くのあんしんすこやかセンター職員の出席を仰ぎ、課題や事例の共有ができる場を設定する予定。

また、令和3年度にいただいた意見を集約し、整理を行うとともに、区内28あんしんすこやかセンターへの、地域移行、地域定着の趣旨説明を継続して行う。

4. 今後の課題

○今年度の誰でも地域移行部会でも、区民後見人や居住支援関係者など幅広い立場の方に参加いただけたが、今後も定期的に部会を開催し、これまでの関係性の維持や裾野を広げる取り組みが必要である。また、地域移行部会の目的と親和性も高く、これから活動を共にする機会の多い、長期入院訪問支援事業のピアサポーターのとも連携・協力し、地域移行の促進と定着支援への取り組みを進めていきたい。

○高齢者の地域移行・地域定着の検討における活動を通して、地域包括支援センター（あんしんすこやかセンター）との関係づくりを継続していきたい。

○障害福祉サービスと介護保険サービスを組み合わせたサービス利用をケアマネージャーや高齢者分野のサービス事業所と検討を重ね、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの地域課題の抽出にも役立てていきたい。

○任意入院以外の再入院防止のために、地域定着の前段階で、自立生活援助の活用を検討していきたい。

○課題の把握と検討を強化していきたい（アクションプランの中での検討を行う）。

⑦ 《虐待防止・差別解消・権利擁護部会》

1. 令和3年度活動日程

(1) 部会等開催日程

- ① 運営会議 4回（6月22日、9月21日、11月16日、令和4年2月22日）
- ② 部 会 2回（7月20日、12月14日）

(2) イベント等開催日程

区主催研修「障害者の虐待防止と意思決定支援について」（動画配信による開催）

第1部 障害者の虐待防止に係る講義・意思決定支援のための取り組み

令和3年6月21日（月）～令和3年7月31日（土）

第2部 質問回答編

令和3年9月22日（水）～令和3年10月22日（金）

2. 令和3年度実施結果

虐待防止、差別解消、権利擁護の3つを活動の柱として「区民、その中でも障害者の健やかな生活の実現をめざす」を目標に、関係機関との連携および発信力の向上を図った。

(1) 虐待防止・権利擁護に関すること

- ① 相談支援検討ワーキンググループ（以下、相談WG）との連携強化 相談WGにおいて作成した資料、「虐待防止における相談支援専門員の役割」を共有し、虐待防止についての意見交換を行った。
- ② 区主催研修「障害者の虐待防止と意思決定支援について」の実施 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、区公式YouTubeチャンネルで配信を行った。
- ③ 虐待事例検討の試験的な実施
障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応や適切な支援を行うため、事例検討を通じて、障害者虐待に関するスキルアップを図ることを目的とし、運営会議において試験的に事例検討を実施した。

(2) 差別解消に関すること

- ① 障害者差別に関する相談について意見交換
区に寄せられた相談内容、専門調査員の対応について報告を受け、意見交換を行った。
- ② 世田谷区職員向けガイドブック【第3版】に関する報告
世田谷区職員向け障害を理由とする差別を解消するためのガイドブック【第3版】の発行報告と内容説明を行った。
- ③ 障害理解に関する研修の報告
区民や事業者の差別解消についての理解促進が課題となっており、研修実施についての報告を行った。
- ④ 障害理解・障害者差別解消や情報コミュニケーション等に関する条例についての意見交換
地域共生社会の実現を目指し、検討を進めている障害理解・障害者差別解消や情報コミュニケーション等に関する条例について、意見交換を行った。

3. 実施結果から見てきたこと

(1) 虐待防止・権利擁護に関すること

相談WGとの連携を通じて、相談支援専門員だけではなく、日ごろから関係の深いサービス管理責任者や支援員が気づきをもつことや、区のケースワーカーとの密な連携が必要であることの認識を共有できた。

《虐待防止・差別解消・権利擁護部会》（つづき）

区主催の研修において、視聴維持率がおおむね40%程度あることから、区内事業所職員の虐待防止や意思決定支援に関する意識の高まりを感じ取れた。一方で、意思決定支援に対する一種の苦手意識や、国レベルでの機運の低さ等があることも事実であり、今後も継続した啓発等が必要である。

虐待事例検討を通じ、改めて人との関わりを知ることができた。また、各委員の立場から意見交換が行われ、各々の知識の向上や再確認などに繋がった。今後は事例検討の結果を蓄積し、マニュアル等の対応における肉付けを行っていく方向で進めていく。

(2) 差別解消に関すること

区に寄せられた相談・問合せ事例から、民間事業者等の障害理解の促進、具体的な対応の改善、情報提供や具体的な支援の必要性が関係者間で共有された。

部会委員から、潜在化している障害者差別の解消について、差別を受けた側が相談をためらう状況があるとの意見があった。障害当事者の差別解消支援の相談へのアクセスの改善に向けて検討するとともに、区民・事業者への差別解消法等の周知や、心のバリアフリー推進にむけた活動を行う。引き続き、当部会のネットワークを活用した活動とともに、区職員及び区内事業所への「出前講座」「研修講師」など積極的に取り組む。

地域共生社会の実現を目指し、区としての障害に対する基本的な考え方をレガシーとして将来に渡って引き継ぐために制定について検討を行っている、障害理解・障害者差別解消や情報コミュニケーション等に関する条例について関係者と意見交換を行った。

部会委員からは前文に世田谷らしさを感じられる文言や地域支えあいだけでなく、重度の知的障害者のためには見守りといった文言も盛り込むべきではないかとの意見が寄せられた。条例については当部会をはじめとする関係者と情報共有を行いながら、引き続き検討を進めていく。

4. 令和4年度活動予定

(1) 活動予定内容

- ① 周知・啓発活動の検討
- ② 区主催研修の検討
- ③ 相談WGとの連携強化
- ④ 事例検討

(2) 部会等開催予定

開催日時	予定内容
令和4年6月	運営会議（第1回）
令和4年7月	部会（第1回）
令和4年9月	運営会議（第2回）
令和4年11月	運営会議（第3回）
令和4年12月	部会（第2回）
令和5年2月	運営会議（第4回）
調 整 中	区主催研修
	自立支援協議会シンポジウム
	区民ふれあいフェスタ

⑧ 《相談支援ワーキンググループ》

1. 令和3年度の検討・実施内容

【第1回（5月26日）】

相談支援検討WGの位置づけ・令和2年度の活動内容・今後の方向性について確認し、今年度は次の（1）から（3）の事項について取り組むことが決まった。

- （1）保護者と学校の先生に対する計画相談の理解・啓発
 - ①青島特別支援学校機関訪問
 - ②久我山青光学園教員向け研修会
- （2）相談支援専門員への虐待通報の理解・啓発
- （3）計画相談マニュアルの更新

【第2回（7月21日）】

委員及び相談支援センターあい 寺本氏、東京総合福祉 笹森氏、基幹相談支援センター山本、鈴木が各総合支所に訪問を実施し、保護者に対して計画相談の理解・啓発を行った。

【第3回（9月15日）】

- （1）7月に実施した機関訪問の結果を共有し、来年度も同様のとりくみをおこなうこととした。
- （2）相談支援専門員向けの虐待対応ガイドラインの作成について検討を行った。
- （3）計画相談マニュアル（Version2.2）の作成について検討を行った。

【第4回（11月17日）】

前回に引き続き、相談支援専門員向けの虐待対応ガイドラインと計画相談マニュアル（Version2.2）の作成について検討を行った。

【第5回（1月19日）】

第1部知識編、第2部技術編、第3部事務編のそれぞれについて、委員と事務局が3班に分かれて詳細検討を行った。

【第6回（3月16日）】

前回に引き続き3班に分かれた検討を行うとともに、完成後の広報活動について検討を行った。

2. 今後の予定

令和3年度も継続して「保護者と学校の先生に対する計画相談の理解・啓発」「相談支援専門員への虐待通報の理解・啓発」「計画相談マニュアルの改正とその広報」について取り組んでいく。

⑧ 《相談支援ワーキンググループ》（つづき）

令和3年度 相談支援ワーキングメンバー

所属協議会・部会名	氏名（所属事業所）
世田谷エリア自立支援協議会	新関 美穂子（ナイスケア目黒相談支援センター）
北沢エリア自立支援協議会	小松 美穂（相談支援センターかりんとう）
玉川エリア自立支援協議会	須ヶ間 佳代子（はるの相談室）
砧エリア自立支援協議会	中根 順子（サポートセンターきぬた）
烏山エリア自立支援協議会	片岡 学（マーベラス）
虐待防止・差別解消・権利擁護部会	中川 邦仁丈（相談支援センターあい）
障害施策推進課	早川 毅 石原 之也
区・保健福祉センター	加納 秀和 （玉川支所保健福祉センター保健福祉課） ※オブザーバー

⑨ 《子ども支援検討ワーキンググループ》

1. 令和3年度の意見交換・検討内容

【第1回（5月19日）】

昨年度までの取組みについて共有した後、令和3年度は以下の目的、方針のもとで具体的な取組を行うこととした。

①活動目的

活動目的は、「世田谷に住む、発達障害のある（と思われる）子どもたちがのびのび育つための支援を考える」と定める。

②運営方針

「様々な関係機関が集まり意見交換や勉強会を行い、課題を抽出し、解決の糸口を探る。発達障害のある子どもへの切れ目のないのりしろ型の支援の実現を目指す。」と定める。

③具体的な取組

令和3年度の取組みとして「子どもを取り巻く支援機関の事を知る」を目的とし、子どもの地域資源について有識者を呼んで話を聞くこととする。

【第2回（6月16日）】

前回の議論を踏まえて、ヒアリング先候補の選定とヒアリングする内容について検討を行った。

【第3回（8月16日）】

世田谷区 教育政策部 教育相談支援課 教育支援担当 松橋係長、佐藤係長に来ていただき、教育委員会 就学相談について説明いただき、質疑応答、意見交換を行った。

【第4回（10月20日）】

世田谷区発達障害者相談・療育センター「げんき」の林 康治 氏、宮崎 氏に来ていただき、げんきの事業について説明いただき、その後質疑応答、意見交換を行った。

【第5回（12月22日）】

子どもの虐待防止センター 嘱託医山口氏に来ていただき、「発達障害のある子を地域で支える～ライフコースとレジリエンスの視点から～」とのテーマでお話いただき、その後質疑応答、意見交換を行った。

【第6回（2月16日）】

今年度の取組みについて振り返りを行い、来年度から設置される子ども部会について、活動のイメージづくりのための意見交換を行った。

[4] シンポジウム実施報告

令和3年度（2021年度）世田谷区自立支援協議会シンポジウム経過報告

〈テーマ〉「ユニバーサルな「一人暮らし・物件さがし」を考える」

〈サブテーマ〉～せたがや・わがやコーディネート計画～

実施日（配信期間）：令和4年（2022年）3月28日（月）～4月22日

媒体：YouTube 配信

視聴回数：第1部231回 第2部212回

1. 企画・作成経緯

令和2年度のシンポジウム実行委員会の議論から、精神障害のある方のグループホームを建てようとしても地域住民からの反発があること、当事者が地域で暮らす際に不動産会社から断られアパートがなかなか決まらないという事例があることが判明した。障害のある方が地域で暮らす上で住居確保が困難であるという課題を再認識したため、このテーマについて取り組むこととなった。

2. シンポジウムの構成内容

【第1部】取組み発表

(1) 挨拶：鈴木敏彦（世田谷区自立支援協議会会長）
須藤剛志（世田谷区障害福祉部部長）

(2) 烏山エリア協議会の取組み

報告者：片岡学（烏山エリア協議会会長）

烏山エリア協議会として3年前に「住まい探しの支援」について取り組んだ。具体的には不動産業者を含めた関係機関を呼び、意見交換を行った。その経過を発表した。

(3) 地域移行部会の取組み

報告者：南大路直子（地域移行部会会長）、川口宏一（地域移行部会委員）、
野本学（地域移行部会事務局 世田谷区障害福祉部障害保健福祉課）

長期入院からの地域移行、地域定着の促進のため、地域移行部会として今年度取り組んだ活動（居住支援法人との連携、地域包括支援センターとの交流）を報告した。

【第2部】インタビューとシンポジウム

(1) 当事者インタビュー（精神・身体）

●インタビュー内容

- ・住まい探しの上で苦労したこと
- ・住まい探しの条件
- ・今の暮らし

(2) 世田谷トラストまちづくりの取組み：松本貴子、眞鍋沙織

住まい探しの際のポイントや、世田谷トラストまちづくりの居住支援の取組みを報告した。

(3) シンポジウム

●シンポジスト

- 【司 会】山本吉輝（シンポジウム実行委員会 委員長）
- 【自立支援協議会】鈴木敏彦
- 【不動産業者】(株)ハウザー 伊藤聖悟
- 【グループホーム】いちご Living 山口さとる
- 【支 援 者】身体障害者自立体験ホームなかまっち 三木義一

●内容

各シンポジストから、障害がある方が住まいを探す際の苦勞、課題について、経験を交えて報告した。また障害当事者の方の自分らしい暮らしを実現していく際のポイント、誰もが自分らしい暮らしができる世田谷区を目指すために必要な視点について意見交換を行った。

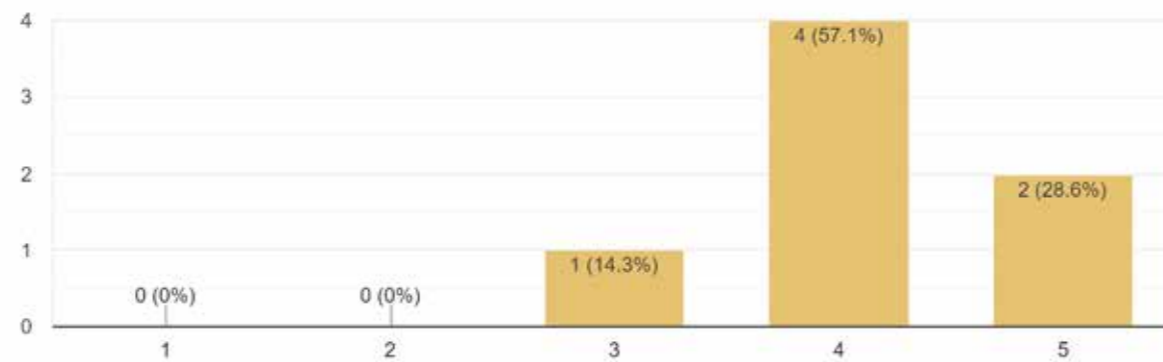
(4) まとめ挨拶

- 太田一郎（世田谷区障害福祉部障害施策推進課 課長）
- 荻野洋一（世田谷区自立支援協議会副会長）

3. アンケートの結果について

①今日のシンポジウム動画をご覧になり、いかがでしたか？

7件の回答



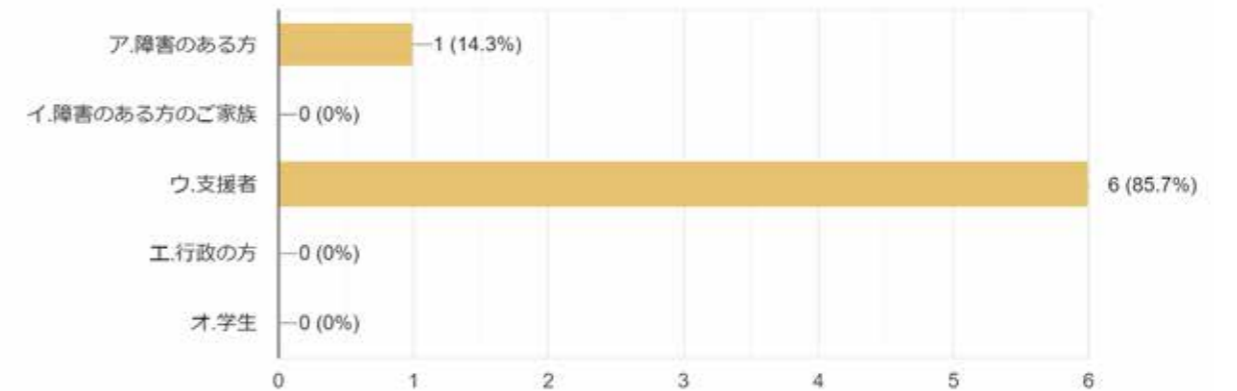
②1の質問で、具体的にどのような事が良かった・良くなかったと思いましたか？

6件の回答

- 現状が明らかになったこと、少しでも共有できたことは大きい。こうすればよいということで、解決するものでもないのから。
- シンポジウムに当事者がいなかった。
- 世田谷トラストの活動が良く分かった。
- 別の自治体で相談支援の仕事をしていますが、不動産屋さんが、こういうシンポジウムに参加し意見交換されることはとても意義のあることだと感じました。また当事者の方の住まい探しについてや、思いも聞くことができて良かったです。
- 別の市区町村で精神障害者の支援をしておりますが、当事者の方の住まい探しについてや思いを聞くことが出来て良かったです。精神の方のなかなか支援者には相談できない気持ちや、身体の方のいずれは仲間と住みたいという気持ちを伺うことが出来たのは今後の支援の参考にさせて頂こうと思いました。
- 貸す側の方のお話を聞くことができた点が良かったと思います。

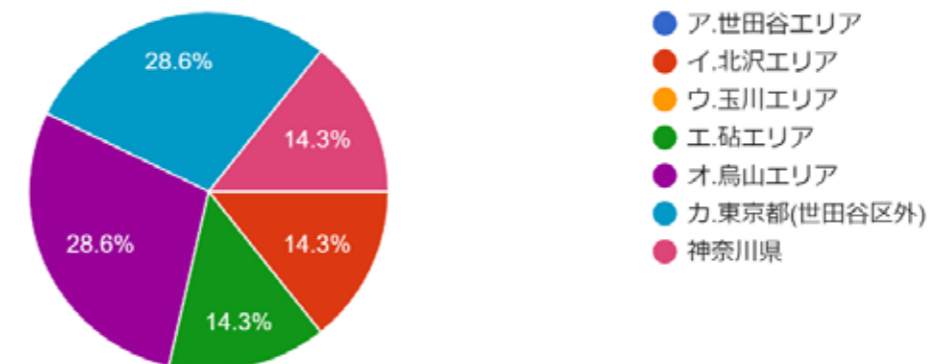
③あなたの状況について、差し支えない範囲でお答えください。

7件の回答



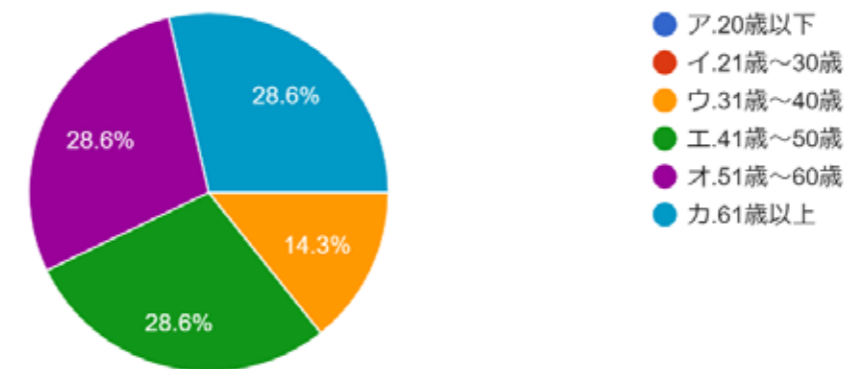
④どちらの地域にお住まいですか。またはどちらの地域で勤務していますか。

7件の回答



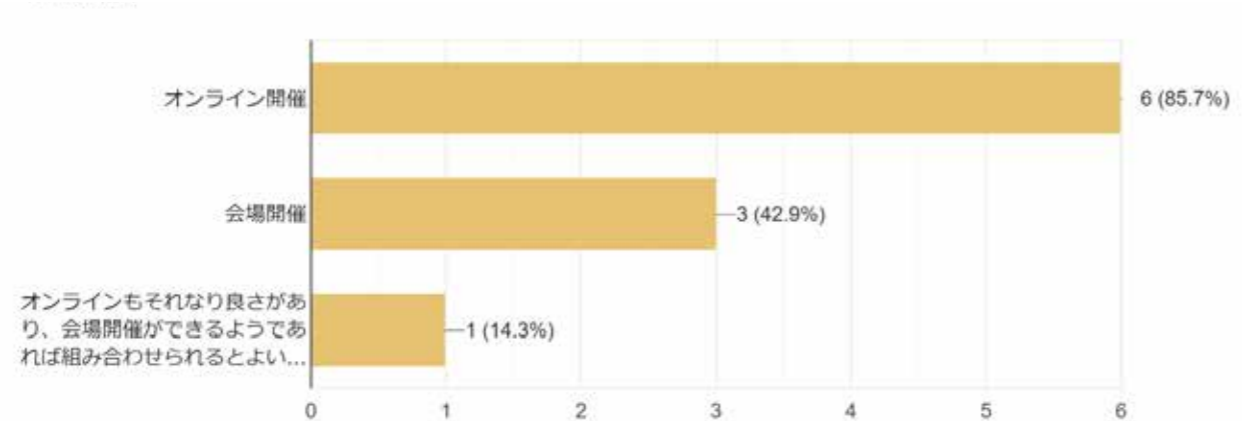
⑤ご年齢について、差し支えの無い範囲でお答えください。

7件の回答



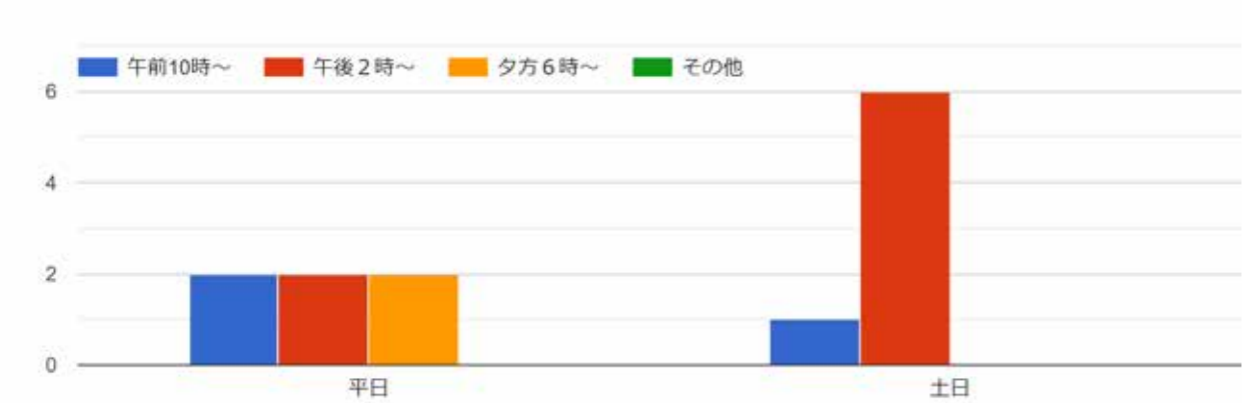
⑥今回、シンポジウムはオンライン開催となりましたが、今後、シンポジウムを開催する場合、どのような方法での開催が良いですか？

7件の回答



⑦今後、会場でシンポジウムを開催する際、参加しやすい曜日や時間帯について、お答えください。

7件の回答

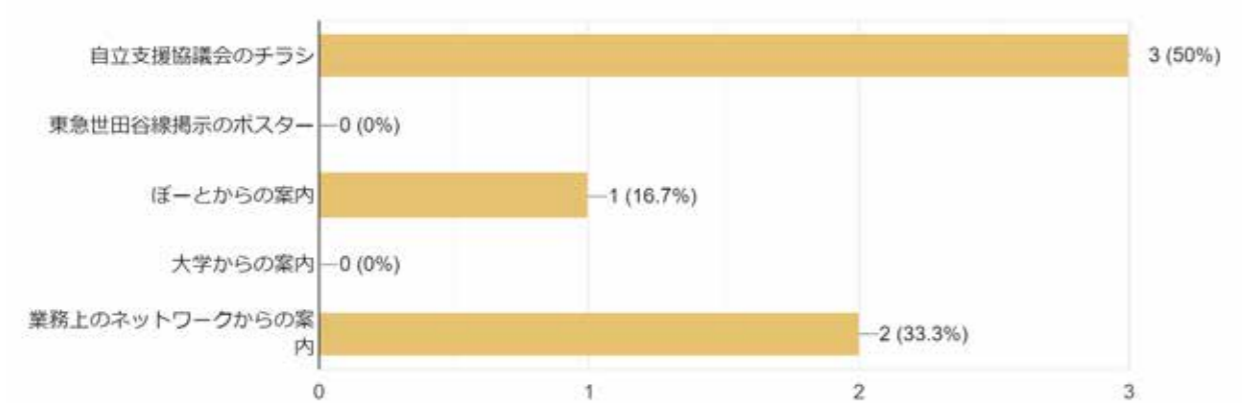


⑧7の質問で「その他」を選ばれた方は、ご都合の良い時間帯をお答えください。

0件の回答

⑨シンポジウムを知ったきっかけについて教えてください。

6件の回答



⑩今後のシンポジウムで取り上げてもらいたいテーマがありましたらご記入をお願いします。

5件の回答

- 防災対策。地域のつながりが薄くなると防災時のもろさにつながっていくことを区長さんが言っていました。
- 精神障害者が受けられる他のサービスについて
- 住まいについては皆が住みやすい地域づくりの土台となるものなので継続してほしいです。また支援者だけではなく、今回のように一般市民を巻き込みながら皆が住みやすい地域作りを考えるシンポジウムがあるといいと思いました。
- 施設や精神科病院から地域へ移行した当事者、障害者雇用をされている当事者のお話等伺ってみたいです。
- 高次脳機能障害者への支援について

⑪今後の自立支援協議会やシンポジウムなどについて、ご意見などございましたらご記入をお願いします。

5件の回答

- 率先してアンケート送ってしまい申し訳ありません。
- 作業所などの紹介
- ユーチューブ配信というのがいつでも視聴出来ていいと思いました。当事者のかたのお話も聞けて良かったです。自分の支援している自治体以外のような取り組みを知ること、今後の自分の地域における支援や、自治体と協同で行う取組の参考となりました。ありがとうございました。
- 自立支援協議会の企画で当事者の方が自分の思いを発信するというのはとてもいい取り組みだと思いました。また別の自治体の支援者でもこうやって自由に視聴出来るのはありがたいと思いました。
- 新型コロナウイルスの流行という状況もあり、オンラインでの情報発信が増えているように感じます。北沢エリアなどでは視てもらうため動画作成に工夫をして作成していました。引き続き様々な形で情報発信をしていただけますよう自立支援協議会でも取り組みをお願いします。

4. 次年度について

次年度のシンポジウムについては、委員からは「年を重ねた時の生活について」「就労について」「防災について」等を取り上げたらどうかと意見が出た。今年度の動画視聴後アンケートも参考に、次年度のテーマを決めていきたい。

令和3年度シンポジウム実行委員会メンバー

所属協議会・部会名	氏名（所属事業所）
世田谷エリア自立支援協議会	荒木 敬一（ぼーとせたがや）
北沢エリア自立支援協議会	村井 やよい（世田谷区重症心身障害児（者）を守る会）
玉川エリア自立支援協議会	八田 晋一郎（グループホームはるの邑） 相木 実（就労移行支援事業所 Do-will）
砧エリア自立支援協議会	山本 吉輝（千歳台福祉園）
烏山エリア自立支援協議会	酒井 美知子（メディカルハンプ）
地域移行部会	川口 宏一（社会福祉法人 めぐはうす） 山本 習子（相談支援事業所 梅ヶ丘）
虐待防止・差別解消・権利擁護部会	中川 邦仁丈（相談支援センターあい）

● 世田谷区自立支援協議会シンポジウムチラシ

令和3年度 世田谷区自立支援協議会シンポジウム

今年もオンライン配信で開催
どなたでもご参加いただけます！

ユニバーサルな
ひとり暮らし・ぶっけんさがし

「一人暮らし・物件さがし」を考える
～せたがや・わがやコーディネート計画～

配信期間 令和4年 3月28日(月)～4月22日(金)
配信URL <https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/005/002/001/d00195761.html>

取組発表
▶ 烏山エリア協議会 ▶ 地域移行部会

インタビュー
▶ 当事者の方に家探しをした際の苦労・不安について語っていただきます
▶ 世田谷トラストまちづくり 地域共生まちづくり課の方から制度や取組についてお話いただきます

シンポジウム
▶ これまでの取組や当事者・不動産関係者・支援者それぞれの現状や悩みごとをお話頂き、工夫や仕組みなど、必要なものを考えるヒントを導き出します

スマホやタブレットからもかんたんアクセス！

問合せ先 世田谷区基幹相談支援センター TEL 03-6379-0644
FAX 03-6379-0628

主催 世田谷区自立支援協議会・世田谷区

5 資料

世田谷区自立支援協議会設置要綱

平成19年7月1日19世障施第391号

改正

平成22年2月15日21世障施第2004号

平成23年4月1日23世障施第65号

平成24年8月31日24世障施第860号

平成25年3月18日24世障施第2253号

平成26年2月24日25世障施第2077号

平成28年3月25日27世障施第2094号

平成31年3月4日30世障施第1952号

令和4年4月1日4世障施第2号

世田谷区自立支援協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 障害者（障害児を含む。以下同じ。）が安心して地域で自立した生活を継続することのできる社会の実現を目指し、地域における障害者等への支援体制の整備を推進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3第1項の規定に基づき、世田谷区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第89条の3第1項の関係機関等の相互間におけるネットワークの構築及び同条第2項に規定する情報の共有に関する事。
- (2) 事例ごとの支援のあり方に関する事。
- (3) 障害者の自立支援に係る社会資源の開発及び改善に関する事。
- (4) 地域の障害者等への支援体制に係る課題整理に関する事。

(5) 法に規定する基幹相談支援センターの活用、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する指定障害児相談支援事業者（以下これらを「相談支援事業者」という。）の質の向上を図るための研修の実施等相談支援体制及び運営評価に関する事。

(6) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）に規定する障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策の促進に関する事。

(7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づく区内における障害を理由とする差別を解消するための取組みに関する事。

(8) 前各号に掲げるもののほか、地域における障害者の自立支援に関する事。

2 協議会は、国、他の地方公共団体その他の関係機関、事業者、区民等がそれぞれの立場において可能な範囲内で前項各号に掲げる事項に取り組むよう働きかけるものとする。

3 協議会は、区が設置する各種協議会等の関係機関と連携して第1項各号に掲げる事項に取り組むものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。

(1) 次に掲げる者のうち、区長が委嘱する者

ア 学問上の知識を有する者

イ 指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者

ウ サービス提供事業者

エ 障害者福祉団体連絡協議会代表

オ 障害者就労関係者

カ 世田谷区基幹相談支援センターの従業員

キ 教育関係者

ク 保健医療関係者

- ケ 弁護士、社会福祉協議会の構成員等権利擁護関係者
- コ 民生委員等地域住民
- サ 障害者及びその家族
- シ アからサまでに掲げる者のほか、区長が特に適任と認める者

(2) 次に掲げる職にある者

- ア 総合支所保健福祉センター所長（代表）
- イ 障害福祉部長
- ウ 世田谷保健所長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に副会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、主宰する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。
- 4 協議会の庶務は、障害福祉部障害施策推進課及び世田谷区基幹相談支援センターにおいて処理する。

(エリア自立支援協議会)

第7条 協議会は、総合支所が所管区域の特性に応じ第2条第1号から第4号までに掲げる事項を協議するため、総合支所ごとにエリア自立支援協議会を置く。

2 エリア自立支援協議会は、第3条第1号に掲げる者並びに総合支所保健福祉センター保健福祉課長及び同課の職員を委員として組織する。

3 エリア自立支援協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

4 エリア自立支援協議会の会長は、エリア自立支援協議会を招集し、主宰する。

5 エリア自立支援協議会の庶務は、地域障害者相談支援センター及び総合支所保健福祉センター保健福祉課において処理する。

(部会)

第8条 協議会は、第10条に規定する運営会議における検討を踏まえ、必要に応じ部会を置く。

2 部会は、協議会から託された事項につき協議するとともに、協議に基づき実施された事項について評価及び検証を行う。

3 部会の構成員は、協議会から託された事項に関連する区の担当所管課の職員のほか、第3条第1号に掲げる者のうちから協議会において選出する。

4 部会に会長を置き、委員の互選により定める。

5 部会の会長は、部会を招集し、主宰する。

6 部会の庶務は、協議会から託された事項に関連する区の担当所管課において処理する。

(ワーキンググループ)

第9条 協議会は、部会の設置の検討に必要な情報収集等調査を行うため、必要に応じ次条に規定する運営会議にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループの構成員は、次条に規定する運営会議において選出する。

(運営会議)

第10条 協議会は、協議会の運営を円滑に行うため、運営会議を置く。

2 運営会議は、次に掲げる事項を処理する。

(1) エリア自立支援協議会及び部会での協議に基づく第2条各号に掲げる事項の整理及び調整

(2) 部会の設置及び構成員の検討

- (3) ワーキンググループの運営
- (4) 協議会に係る広報活動
- (5) シンポジウム、講演会等の企画及び運営
- (6) 相談支援従事者の質の向上を図るための研修の実施に関する事項
- (7) 関係機関等から提供される情報の整理及び協議会への提供準備
- (8) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事項に係る協議

3 運営会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 協議会の会長及び副会長
- (2) エリア自立支援協議会の会長及び部会の会長
- (3) 総合支所保健福祉センター保健福祉課及び部会が協議会から託された事項に関連する区の担当所管課の職員

4 運営会議は、必要に応じ協議会の会長が招集し、主宰する。

5 運営会議は、必要があると認めるときは、運営会議の構成員以外の者の出席を求め、その意見、説明等を聴くことができる。

6 運営会議の庶務は、世田谷区基幹相談支援センターにおいて処理する。

(守秘義務)

第11条 協議会、エリア自立支援協議会、部会、ワーキンググループ及び運営会議の委員又は構成員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月15日21世障施第2004号)

この要綱は、平成22年2月15日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日23世障施第65号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年8月31日24世障施第860号)

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月18日24世障施第2253号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月24日25世障施第2077号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日27世障施第2094号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月4日30世障施第1952号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日4世障施第2号)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

発行 世田谷区自立支援協議会
(事務局 世田谷区基幹相談支援センター)
制作 在宅就業支援団体ウィーキャン世田谷
発行年月 令和4年7月

社会福祉法人 南東北福祉事業団
世田谷区基幹相談支援センター
〒156-0043 東京都世田谷区松原6-37-1
電話 03-6379-0644 / FAX 03-6379-0628